

令和5年第3回
笠間市議会定例会会議録 第3号

令和5年9月11日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副	市	長 近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	金 木 雄 治 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
福 祉 事 務 所 長	堀 内 信 彦 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
消 防 次 長	谷 口 哲 也 君
会 計 管 理 者	前 嶋 典 子 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	島 田 茂 君
監 査 委 員 事 務 局 長	細 谷 敦 君
危 機 管 理 課 長	谷 田 部 仁 史 君
危 機 管 理 課 長 補 佐	近 藤 智 広 君
環 境 政 策 課 長	大 内 光 広 君
環 境 政 策 課 長 補 佐	鈴 木 晃 君
脱 炭 素 推 進 室 長	藤 枝 諭 君
資 源 循 環 課 長	前 嶋 進 君
資 源 循 環 課 長 補 佐	友 部 光 治 君
環 境 セ ン タ ー 所 長	柏 崎 泉 君
子 ど も 福 祉 課 長	根 本 由 美 君
子 ど も 福 祉 課 長 補 佐	宮 本 隆 君
経 営 管 理 課 長	斎 藤 直 樹 君
農 政 課 長	菊 地 恵 一 君
商 工 課 長	小 松 崎 守 君
商 工 課 長 補 佐	桑 嶋 一 志 君
建 設 課 長	田 中 博 君
事 業 推 進 室 長	高 久 和 一 君
管 理 課 長	小 松 崎 宏 君
管 理 課 長 補 佐	鈴 木 行 男 君

出席議会事務局職員

議会事務局長	西山浩太
議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	鶴田貴子
係長	神長利久
係長	上馬健介

議事日程第3号

令和5年9月11日（月曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は19番大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第3号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番林田美代子君、12番田村泰之君を指名いたします。

一般質問

○議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一問一答方式及び一括質問・一括答弁方式の2方式から選択し質問願います。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

また、発言時間は、一問一答方式につきましては質問、答弁合わせて60分以内とします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは反問しますと宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行部とも分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださるよう求めます。

それでは最初に、8番内桶克之君の発言を許可いたします。

内桶克之君。

〔8番 内桶克之君登壇〕

○8番（内桶克之君） 8番、かさま未来の内桶克之です。議長の許可を得て、一問一答方式で一般質問を行います。

議長にお願いがあります。パネルの掲示をお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（大関久義君） 了解します。

○8番（内桶克之君） 今回の一般質問は、笠間市の子育て支援についてと笠間市の虐待の状況についてを、大項目二つをします。よろしくお願ひしたいと思ひます。

早速ですが、大項目1、笠間市の子育て支援についてに入ります。

笠間市は、今年度の子育て政策については、笠間まるごと「子育て都市」宣言プロジェクトとして、生活応援、安心の醸成、住環境の向上など、様々な場面や事業を通じて子どもに対する支援、母子、医療などについても支援事業を展開しています。このような状況の中、現在の支援状況と課題について伺います。

ここでパネルを御覧ください。議員と執行部の皆さんにはデータが入っていると思いますので、それを見てください。

児童クラブの今の状況なのですが、平成18年の合併当時が、当初クラブ数が14クラブ、これは公設のもので始まりましたが、このときの児童数が4,627人で利用者数は420人というところで、利用率は9%でした。利用者はどんどんどんどん増えていって、令和4年度は、

児童総数が3,573人に対して利用者数が1,307人まで増えております。利用率は37%近くになっておりまして、利用者は全体の4割近くになっているという状況です。

これからも子育て支援の事業が増えていく中、共働き世帯が多くなるので、児童クラブの人数は増え続けるのではないかとということが考えられます。このことを踏まえて、小項目①放課後児童クラブの活用状況、公設・民間・子どもの拠点についてお伺いします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 8番内桶議員の御質問にお答えをいたします。

放課後児童クラブは、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的として開設をしております。現在の状況でございますが、公設の児童クラブは11施設あり、全てNPO法人へ運営を委託し、入退所の手続は市が行っております。令和5年9月1日時点の入所状況は、定員1,026名に対し、954名が入所しております。また、民間児童クラブは市内に8施設あり、定員401名に対し、どの施設もほぼ定員に達している状況となっており、入退所の手続は定員数に基づき各施設で随時行っております。

次に、放課後児童クラブとは別事業となる子どもの居場所拠点ですが、今年度から1施設を開設し、NPO法人に委託し運営をしております。問題を抱える家庭の子どもが安心して過ごせる居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供等の支援を受け、さらには必要とする支援につなげていくことで状況の改善を図っていく事業でございます。現在1日の利用定員20名に対し、17名が登録しており、小学生13名、中学生4名というような状況になってございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 市内の状況なのですが、公設では定員まで達していない状況になっているのですかね。民間は定員と同じような状況で、子どもの居場所拠点については定員内という形なのですが、現在の放課後児童クラブの課題は何ですかね。何を考えているか、お願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 課題ということでの御質問でございますが、全体的に市内の児童数は減少をしている中で、地域差はございますが、児童クラブの利用ニーズというのは年々増加傾向となっております。

これらのことから、利用を希望する子どもが待機なく入所できるように、体制づくりを進めていくことということで認識をしております。具体的には、年度途中や夏休みの利用希望ニーズに柔軟に対応できるよう、支援員を確保していくことなどがあろうかと思えます。また、核家族化ですとか多様な働き方、それから女性のフルタイム勤務なども増えておりまして、今後の少子化対策を前提とした子育て支援の中においては、開所時間の延長であるとか、日曜、祝日の開所など、新たなニーズへの対応を検討していく必要があること、またこれらを踏まえて、受入れ体制づくりの議論が必要であると認識をしております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 子ども数が減っているのですが利用率が高くなっているということで、今後ますます高くなっていくので、そこを公設か民営でやるかは別として、定員の状況は増やしていかなければならないということがあると思うんですよね。

さらにその働き方からいうと、女性の働き方でよく聞くのが、サービス業をしている方、つまり土曜、日曜仕事をしている方で、例えば単身の世帯、独り親の世帯であれば、土日が結構大変だという話を聞くんですね。日曜、例えば実家があればそこに預けるといって、毎週預けるといって形になっていると、日曜の開設がないとなかなか女性の働くというところでいくと難しいという話を聞くので、そこら辺のニーズに対応していくというのが大事かなと思うんですよね。今後の課題として、そこは検討していただきたいと思います。

先ほど定員の話があったのですが、今の状況は先ほど言ったとおりなんですが、定員管理はどのように行っているのか、お願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） まず、公設クラブ、民設もそうですけれども、児童の定員管理という視点で言いますと、中期的な定員管理については、笠間市子ども・子育て支援事業計画を策定しまして、その中で児童クラブのサービス量を見込み、提供体制を算出して、人口の推移や地区の人口バランス等を考慮し、市全体の定員管理を行っております。

また、公設の児童クラブなどで一部定員を超えているようなところがございますので、その場合には基準内において弾力的な運用をしつつ、学校の空き教室の活用であるとか、そういったなるべく短時間で対応できるような形での定員管理というのもししております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今、公設の話がありましたが、公設は全体で見ると定員内になっているのですが、その地域によって違ってくるということで、よくテレビなどで教室に入り切れない、つまり居場所のところにい切れなくて廊下やトイレの前まで行って勉強などしているというような状況は、今のところないということですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） そういった状況はございません。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 定員管理でいうと、先ほど、中期的にはその計画の中でやっていくということなのですが、民間のほうの管理はどういうふうに行っているのか、お願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 民間児童クラブの定員管理につきましては、入退所の手

続を含めまして各施設で行っていただいております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） それはそれなのですけれども、定員管理というところでいくと、実際に報告があって定員を管理しているという状況なのですが、そこはちゃんと検査をしてやっているという状況なんですかね。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 御質問は適切な定員管理をされているかというところだと思うのですが、それも含めて市のほうで管理していると認識しております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 分かりました。定員規定以上は、今、定員内に入っているということなので問題ないと思いますが、今後、公設・民設も合わせて、どのような状況で児童数が増えていくかというところの推移見守って、定員を増やしていかなければならない状況、または定員によっては施設の拡大もしなければならぬと、公設であれば市がやるしかないのですが、民間にやるときに補助事業などを定期提案してやるしかないのです、そこを適切にやっていただきたいと思います。

それでは、公設と民間の違いは大きくいって何が違うのか、お願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 公設と民設の相違点ということだと大きく2点ございまして、一つは料金でございます。公設は月額5,000円、夏休み8,000円ということになりますが、民設は7,000円から1万円前後となっております。もう一つは提供するサービスについて、民間児童クラブは遅い時間までの預かりですとか送迎支援、それから日曜日の利用、学習指導など、公設にはない独自のサービスを行っているというようにところに違いがございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） それを選ぶのは保護者であるという感じなのですが、公設であれば皆同じような条件で、例えば平日だったら放課後から6時までとかという時間でやっていて、民間であればそれを延長して7時までやるとか、また送り迎えがあるとかという選択があると思うのですが、大きく違いの中で料金とサービスということがありましたが、民間と公設を選ぶようになると思うんですね。選ぶときに、民間施設、公設併せて、どういう案内を保護者に行っているか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 案内ということでございますけれども、児童クラブの一覧について市のホームページに掲載をしております。加えて、子ども福祉課、それから支所福祉課の窓口に施設一覧と、それから各クラブが作成しました案内のチラシを常備しております。こちらには各クラブの民設でいえば特徴的な取組ですとか、そういったこと

を載せてありますので、そういった視点も含めて保護者の方に選択をしていただくという
ような形を取っております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 案内はホームページやパンフレットなどでしているということな
のですが、例えば、学校に上がるときの説明会で公設と民間のものを説明をするという機
会はあるのですかね。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 新1年生の説明会等で、併せて一覧等もお配りして対応
しております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） そのときに、公設のほうが定員でいっぱいになったときに、いっ
ぱいというか、民間も併せて聞き取りをするのでしょうか、公設でいっぱいになったとき
に民間に移ってもらうという機会もあるのですかね。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 公設を希望している方が民間にというところでいます
と、公設、学校に隣接しておりますので、低学年の利用希望の方が多くございます。高学
年の方については、公設を希望されても民間に移っていただくというケースがございまし
て、そのときには公設には入れないけれども、民間ではこういうような学童、児童クラブ
の施設がありますというようなことを、その通知の中に一緒に御案内して送るというよう
なことで対応しています。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） そのときに基本的に料金が違うので、そこでトラブルとかなった
事例とかはないですか、今までに。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 説明の中で、当然その料金の違いというのは大きなと
ころでございますので、きちんと説明をさせていただいてトラブルになったというようなこ
とはございません。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 分かりました。民間施設と公設の違いというのは、先ほど言った
料金とサービスなので、保護者がどちらを選択して、自分も働きやすいし、子どもがど
ちが選択がいいのかというのは最初はなかなか分からないと思うので、その選択を広げて
あげる、つまり、どちらがいいかというのを、状況、その施設の施設内容をしっかり説明
してやって、どちらかに入ってもらおうというのが一番いいと思うのですが、今増えてき
ているので、なかなかそこがうまく調整が難しくなってくるようなときもあると思います
ので、そのときにうまく配慮できるようにお願いしたいと思います。

それでは、先ほど一つだけの施設であった子どもの居場所拠点への誘導策、子どもたちが、子どもたちというか、親の問題とか課題とかで子どもがなかなか課題を抱えているとかということになると思うのですが、その誘導策はどういうふうに行っていますかね。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 子どもの拠点、居場所拠点への誘導ということで申し上げますと、まず市内の小中学校に事業の案内をしております。その中で、家庭に虐待の不安ですとか貧困等の課題があつて、居場所の提供が必要と思われる児童生徒がいる場合には、スクールソーシャルワーカー、それから子ども福祉課に連絡を入れていただくようお願いをしています。

利用に際しては、保護者やお子さんに事業の内容を丁寧に説明をして、十分御理解をしていただいた上で、利用の意思を確認して申請をしていただいているということです。また、保健福祉部内の関係各課などで相談支援の対応をした世帯の中で、この事業の活用について調整し、利用につなげるというような場合もございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） ここはいろいろな課題を抱える方が入るという形なのですが、その規定上は、例えば独り親とか収入面とか、そういうことで誰でも入れるわけではないということだと思っておりますが、そこら辺はどうなっているのか、お願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） ただいまおっしゃられた、例えば独り親であるとかというような条件はございませんで、家庭に困難な何かを抱えているというような状態であれば、それは御利用いただけるというような幅広で受皿を作っております、そこがあくまで受皿で、次の支援、その支援というのは家庭を支援していくわけですけれども、それには時間がかかります。その間の子どもの居場所の確保ということですから、幅広い意味合いで受皿を作っております。

○議長（大関久義君） 内桶克之。

○8番（内桶克之君） 独り親とか、虐待とか、不登校とかもあると思うのですが、市内の児童扶養手当の受給者を見ると500人近くいるわけですよ。これ独り親世帯なのですが、所得もなかなかないという形になると、500人の親御さんのところに子どもがいるということもあるので、こういう施設があるということをやはりしっかり市内の人が知ってもらうことが大事なのかなと思うんですよね。

ですから、市としても、こういうせっかく子どもの居場所拠点ということで、民間ですが委託をして運営しているということなので、相談の機会があればPRするし、こういう施設があるということを知ってもらうのが大事なので、そこもしっかりお願いしたいと思います。

それでは小項目①を終わりにしまして、小項目②です。

今年から在宅育児応援事業というものが始まりました。現在の状況等について、お伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 在宅育児応援事業につきましては、令和5年4月から開始した妊娠・出産等に伴い離職または休職し乳児を家庭で保育する方で、育児休業給付金の対象とならない子育て世帯の経済的負担の軽減を図るための事業でございます。

対象者は、子どもを令和5年4月1日以降に出産し、生後2か月を超えた乳児がいる世帯としており、乳児1人につき20万円を支給する制度でございます。

対象となり得る世帯については、出生届手続き時に在宅育児応援事業の案内をして事業の周知を図っております。今年4月から現在までに128名の方に御案内をしまして、本事業に該当し申請がありましたのは3件で、うち2件については給付が完了しております。引き続き対象となり得る世帯については事業の周知を行って、子育て世帯の経済的負担の支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 先ほどの答弁でいくと、128名の方に案内をして申請が3件で、2件が使っているというようなことなのですが、128件というのは出産のために離職するという方ではなくて、出産をする方に案内をしたということですかね。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 御案内は、出生届を出された方全てにしております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 予算上でいくと60人分を取っていて1,200万円ということ考えているみたいなのですが、実際、出産をして離職をする人は若干少ないのではないかという考えもありまして、育児休暇とかを取って一時的に子どもに集中して、仕事は復帰するという形が今、増えているのかと思うのですが、一応予算が60人分ということなので何人が該当するかということがなかなか分かりにくいと思うのですが、こういう事業があるということの周知を徹底してもらいたいと思いますが、今後の周知の仕方はどうなのか、お願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 生活を営むために就労収入を必要としていた方が、妊娠出産などを契機に収入を得られなくなるということは、そして、さらに育児給付金などの公的な支援が受けられないということは、無収入状態に近い状態で子育てをせざるを得ないというような状況になりますので、周知はホームページ等で、それから今、子育て世代はいろいろな情報の入手の手段がありますので、そういったものを活用するとともに、やはり出生届を出された方全員にやるというのは、これは満遍なくできると思っておりますので、そういった形で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 笠間市今年から始めた制度なので、しっかり周知をして利用してもらうということが大事なので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは小項目②を終わりますして、小項目③病児保育事業の状況について伺ひます。

平成30年度から笠間市で新しく病児保育ということで、病気がなつたときの対応をしていくということで市立病院で対応しているということですが、今の状況をお願ひしたいと思ひます。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 8番内桶議員の質問にお答ひいたします。

病児保育事業の状況についてでございますが、病児保育事業は笠間市が事業主体となり、市立病院が受託し、地域医療センターかさま病児保育室において実施しているものでございます。児童が病気等の回復期に至らない場合であつて、集団保育が困難な状況等において一時的にその児童を預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的としてございます。

対象児童は、市内に住所を有する方または市内の事業所に勤務する方が保護する生後6か月以上、小学校6年生までの児童でございますして、1日当たり定員が3名となっております。利用日時は、平日の午前8時から午後6時の間の希望する時間で、連続7日間まで利用が可能となっております。

本事業、平成30年4月の地域医療センターかさまの開設と同時に開設いたしまして、現在、看護師1名、保育士2名の3名体制で業務に当たっているところでございます。

これまでの利用者数でございますが、平成30年度は延べ139名、令和元年度246名、令和2年度は80名、令和3年度115名、令和4年度145名、令和5年度8月末までで64名、合計で789名の児童が利用している状況でございます。

なお、事業費につきましては、令和2年度が1,099万円、令和3年度1,141万円、令和4年度は1,181万円で、主に人件費となっているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今の利用状況が分かりました。

先ほど延べ利用者数ということであつたのですが、これ登録をして使ってもらふということなのですが、利用者の実人数でいくと何人になるかお答ひできますかね。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 年間利用者の実人数でございますが、平成30年度が42名、令和元年度56名、令和2年度24名、令和3年度31名、令和4年度36名、令和5年度が8月末までで27名、合計216名となっております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 多様な方がこういう困つたときに利用できるということが、大事

なんですよね。これ登録制度になっていると思うのですが、登録している人数をお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 登録者数でございますが、今年8月末までで386名となっております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） これ登録してもらって使うまでにいろいろ手続するのでしょうか、これを広めるということが大事だと思うんですけども、386名が登録しているということなのですが、その登録をしてもらうための手段というか、どういうふうに行っているのか、今の状況というか、PRの方法とか、そういうものをお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 周知方法ということだと思いますけれども、周知方法ですが、ホームページや「広報かさま」お知らせ版において周知をするとともに、保育所等の入所決定通知書を送付する際に、病児保育のパンフレットを同封して周知を図っているところでございます。また、市内の保育所、幼稚園、こども園を職員が訪問いたしまして、病児保育の御案内をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 病児保育をせっきやく市立病院でやっているということで、病児後は保育園・保育所でもやっているところあるのですが、病児保育の3人の定員ということでやっているということで先ほどありましたけれども、実際に3人しか入れないということで、朝とかに急に連絡が来て利用できますかということが多いと思うのですが、前日来るのか分からないですけれども、そのときに3人、3部屋で3人が使えると、オーバーになったらお断りしなければいけないと思うのですが、お断りした件数というのは分かりませんか。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 断りの件数でございますが、令和3年度が11件、令和4年度が7件、今年8月末までで17件となっております。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） せっきやくこういう施設があっても、その時によって定員があるのでお断りしなければいけないというところもあるんですよね。そうすると、制度があっても、そのときにせっきやくあっても使えないんじゃないかみたいな感じがあって、その人は結果的には自分が休んで見るしかないという状況に陥るということになると思うのですが、そこら辺は数からいうと、年間からいうと少ないのですが、その対応というのはなかなか難しいと思うんですよね。だから、お断りをする機会という、これ3人だからしょうがないので、そのときの対応をうまくやらないと、せっきやくあっても使えないということにな

ってしまうので、部屋を多くしても同じことになってしまうので、なるべく使えるように、またお断りするとき、やはりその制度として3人しか入れないということをしっかり認識してもらうことが大事なのかなと思います。

先ほど3人でやっているということなのですが、毎日3人でやっているわけではなくて、シフトを組んでやっているのですかね。そうすると、病児保育を使わないときは、その3人は何をやっているのですかね。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 利用がないときに職員が何をしているかということで、病院業務に従事をしていただいております。外来業務の補助でありましたり、患者さんの御案内、また、玄関でのトリアージ等を行っている状況でございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） せっかく職員を雇っているのですっきり仕事してもらわなければならないということで、シフト制になっているので、例えば3人の子ども見なければならぬというときは3人を来てもらうということが原則なのではと思いますが、2人のときは2人にしているのでしょうかね、2人のときは2人とか、1人のときは1人にしているという状況もあるんですかね。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 職員が休暇等を取っていた場合に2名になるということもございますので、その場合はお預かりするお子さんを2名までとさせていただきます。1名でも2名で対応するということになってございますので、1人で診るということはございません。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） ちょっと利用したい人にちょっと聞いたときに、医師の診断書が必ず必要だということで、診断書を前日までに取っておかないと利用できないということになると思うんですね。ですから、病児保育ですから診断書は必要なのかなと思うので、そのところの周知もしっかり行ってもらいたいと思うのですが、登録すればその内容分かると思うので、登録者についてしっかり使うときの手段というか手続というか、そういうものもしっかり説明をしてもらいたいと思うのですが、登録者の説明は今どんなようにやっているのか、お願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 登録を受ける際に、申請書等を書いていただく際、職員のほうが対応いたしまして、どういった書類が必要といった、どういった場合お預かりできるかということで説明をさせていただいているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） せっかくこういう事業を展開しているので、PRをして、利用が

できますということを広く周知をお願いしたいと思います。

それでは小項目③を終わりました、小項目④です。公営住宅子育て世帯支援事業の状況についてお願いしたいと思います。

この事業は住宅費の支援と学習支援教室の二つになっておりますので、まず、福原公営住宅子育て世帯支援事業の状況について伺います。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 8番内桶議員の御質問にお答えします。

公営住宅子育て支援事業の現状でございますが、福原公営住宅子育て世帯支援事業につきましては、子育て世帯の移住、定住を促進し、人口の減少を抑制することを目的とし、笠間市公営住宅子育て世帯支援助成金としまして、市営福原住宅及び県営福原アパートに平成31年4月より入居している子育て世帯に対し、費用の一部を助成しております。令和4年度の実績といたしまして、中学3年生以下の子どもがいる26世帯に、月額1万円を助成してきたところでございます。また、県営福原アパートにおきましては、さらなる入居促進のため、令和4年度より新たに入居した世帯に対し、1年間限定ではございますが月額2万5,000円を上乗せする運用を開始し、令和4年度実績で1世帯に助成をしたところでございます。

効果についてでございますが、平成31年4月に本事業を施行しまして、市営福原住宅につきましては、事業開始当初34戸中、26戸の入居、率にして76%でございましたが、令和5年8月現在は34戸中、31戸の入居、率にして91%と大幅に上がっているところでございます。このようなことから、市営住宅に関しましては一定の効果があったのではないかと考えてございます。

一方で、福原の県営アパートの入居率につきましては、事業開始当初と現在でおおむね4割という横ばいの状況となっておりまして、効果が現れているとは考えにくい状況でございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 市営住宅については、平成30年のときにこういう事業があるということで全協で説明した資料を見ているのですが、福原住宅のRCのところは83%が87.5%まで伸びているよと、それと福原住宅の木造のところは、そのときは半分だったのが今100%入っているということで、平均すると先ほど言った91%になるのかなと思うのですが、市営住宅についてはそういう効果があるということで、片一方で県営の福原アパート、こちらがちょっと効果が薄いということなのですが、なぜその公営住宅が、笠間市の中でいろいろあると思うのですが、福原の公営住宅のみに限定したのはなぜなのかを、まずお願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 先ほど平成30年と申しますが、平成31年4月から実施し

たのでございますが、少子化が進む中で、ほかの市営住宅、県営住宅に比べ、福原住宅の入居率がちょっと低いということから、稲田小中学校、あと、こども園の児童や福原駅の利用の確保といった地域拠点の維持の観点と地域コミュニティーの持続性ということも含めまして、福原公営住宅のみ実施したところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 福原や稲田地域の活性化、それと児童を増やすという意味でやっているということなのですが、先ほど言ったように、市営住宅についてはある程度効果があるということですが、県営住宅が昨年から上乗せ補助をして2万5,000円、1年間限定ですかね2万5,000円、月もらえるようになっているということなんです。県営住宅へのPRというところは県を含めてやっているのでしょうけれども、市のほうとしての関与はないのですかね。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） もちろん県のほうの県営住宅でございますので県主導でやっておりますが、我々としても住宅管理センターの管理とか委託をしているのですが、そこに周知というか、ホームページ等を通してやっていただけるよう、現在ちょっとお願いはしているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） どちらにしても地域の活性化というところでいくと、施設がせっかくあるので埋まったほうがいいので、制度をつくったので、PRをして、そんなに福原アパートは同じところのプロバンスということで同じ管理をしているところなので、そんな違いはないと思いますので、市内の人への周知をもうちょっとしてもいいのではないかなと私は思っているのですが、同じ地域として活性化をしていくということであれば、県の施設であろうが市の施設だろうが入ってもらったほうがいいので、そこら辺を周知をしながらなるべく入ってもらうような努力をしていただきたいと思います。

それでは次に、公営住宅の入居者の学習支援教室の状況について伺います。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 公営住宅入居者学習支援教室の状況についてでございますが、対象は小学5年生から中学3年生で、毎週月曜日と木曜日の午後6時から午後9時まで地区の集会所で行われております。原則自習方式ではございますが、ICT教育に対応するためのノートパソコンを準備し、生徒の勉強や進路などの疑問には講師が答える教室となっております。公営住宅入居者が優先的に利用できることとし、利用者負担金は月額1人2,000円となっております。

しかし、これまでの利用状況は、定員20名に対し利用者数は限られており、令和元年度の事業開始以来、最大で9名、今年度は4名しか利用がない状況でございます。このため、本事業の普及を図るため、地域の小学校への訪問や保護者からのアンケート調査を行って

おりますが、利用者数が依然として少ない状況でございます。

○議長（大関久義君） 大貫千尋君が着席いたしました。

内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 答弁によりますと、令和元年から始まって最大9人、現在は4人という定員20人に対してそういう形になっているということですが、この事業に対する費用はどのくらいかかっているのか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 8番内桶議員の御質問にお答えをいたします。

教室の予算についての御質問でございますが、予算は年間約145万円で、その主なものは講師の person 費とパソコン等の賃借料となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今まで20名定員で予算を組んでいるのですが、実際には少ない人数ということになっているということで、なぜ少ないのかということ进行调查したことはあるんですかね。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 調査についてでございますが、令和元年度と令和3年度に2回実施をしてございます。令和元年度では教室に通っている子どもとその保護者を対象に、また令和3年度では公営住宅に住む小学5、6年生及び中学生の保護者を対象に行っております。アンケートの内容としましては、開設曜日や時間帯、受講料といった情報に加えまして、満足度などについても調査を行っております。

回答によりますと、保護者からの意見では金銭的な負担が少ないことが参加の理由として上げられておりまして、生徒からは家での勉強よりも集中して勉強できるといった感想が見られました。一方、教室に通っていない保護者からの回答は少なかったものの、金銭的な負担が妥当であるという意見をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 金銭的な負担でいけば月2,000円ですかね、そういうもので負担をしてもらっているということなのですが、学習というところで行くと、笠間市は寺子屋事業というのを実施してまして、各公民館で補習、これは土曜日ですかね、やっているということなのですが、福原は週2回夜やっているということで、その違いはあるにしても、学習支援でいいのか、それともその福原のそこに住むのに何か課題があって、そこに支援をしたほうがいいのかということをお伺いしたことはありますか。

学習だけではなくて、その福原住宅に住む人たちの子どもたちの支援というところで行くと、先ほどの学習教室についての課題というところ言いましたけれども、そのほかの何

か課題についての取組があってもいいのではないかとというようなことの検討はなされましたかね。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） これまででは教室の実施形態、いわゆる例えばどういった曜日がいいのかとか、どういった時間がいいのかとか、そういった教室自体の実施形態についてのアンケート調査は行ってございますが、ニーズ的なものは行ってございませんので、今後、実施をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 先ほどの住宅支援と併せて、若い世代が入ってもらうためには、学習とか、あとは学校がちょっと遠いというのがあるので、その支援も何かあればそこに住みやすいということもあるのではないかと私は思っています。

学習支援も大事なのですが、学校への通学の交通の足というところも考えていったほうがいいのではないかと。また、寺子屋事業がせっかくやっているのだから、寺子屋事業まで足を出すとかということも支援の内容の中にはあるのではないかなと思っているので、そこから並行的に、せっかく住宅支援もやっているし学習支援もやっている、学習支援はどうあるかというのとはまた調査してやっていかなければならないと思うのですが、せっかくそういうふうになっているので、利用してもらうということが大事なんだと思うんですよね。ですから、利用者を増えるような対策をしていってほしいなと思うのですが、交通支援については今何かをやっているんですかね。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 御案内の交通の支援というのは現在、行っておりませんが、いずれにしても福原の県営アパートのほうが入居率が低いということで、こちら県営住宅でございますので、県において福原アパートに限った話ではございませんが、県全体の公営住宅、目的を達成するために様々な対策を検討しているということをご報告いたします。いずれにしても、笠間市としても県と連携しながら入居促進につながる対策について検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之委員。

○8番（内桶克之君） この事業は10年間という限定で始まっておりますので、ちょうど5年が今年になっていると、5年目になっているということもあるので、住宅支援についてのところでいくと、県営住宅の入居促進、それと教室をやっているのだから、その教室をどうやって運営していくかというところで再度検討して、せっかくやっているのだから利用してもらうということの対策が必要だと思いますので、その検討を進めていただきたいと思います。以上で小項目④を終わります。

小項目⑤笠間SC周辺リノベーション研究事業に移ります。

これは地域の活性化もあるのですが、子育て支援の事業の中で挙げられておりまし

たので、現在どのような研究事業、研究が進められているか、伺います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 8番内桶議員の御質問にお答えいたします。

笠間SC周辺リノベーション研究事業についてという御質問でございますが、笠間ショッピングセンターポレポレは、笠間エス・シー協同組合及び笠間商業開発株式会社により1998年4月に赤坂に開店いたしました。開店後25年を経過し、店舗の老朽化によるテナントの退店等が続いているのが現状でございます。

市で検討しておりました屋内の子育て支援施設について笠間商業開発株式会社と協議したところ、笠間商業開発株式会社で計画を進めていたショッピングセンター内の活性化に合わせ、既存施設の有効利用を図りながら双方が連携した整備を進めていくこととなり、笠間商業開発株式会社と市の関係下において、現在検討会を開催しているところでございます。検討会においては、屋内の子育て支援施設の設置や大池公園を含む外部空間の利活用に向け、現状や課題を整理し、リニューアルに向け今まで4回の検討会を重ねているところでございます。検討会の結果が出ましたらば、令和6年以降に順次、整備に着手してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 笠間商業開発株式会社とともにもう進めているということで、検討会を4回行っているという状況だということなのですが、商業の施設の活性化と利用というところから入っていると思うのですが、子育てという関係はどういうところで、どういことを行っているかとしているのか、その点お願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 子育て施設といたしましては、一時預かりの保育、買物中のそういうところを含めて幅広く今、検討を進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） こどもせっかく買物できて、若い人、若い子どもがいる家族を集めようということもあるので、若い家族というか、親子がくつろげるような空間にしたいということもあると思うので、そういう人たちの意見を聞きながら、せっかくですからいいものをつくってもらいたいと思いますので、どちらかという、その意見収集をしっかり行って、集う、憩う場所をつくってもらいたいと思います。今研究をしているということなのでこれからまた進んでいくと思いますが、意見収集のほうをよろしくお願ひしたいと思います。以上で大項目1を終わります。

大項目2です。笠間市の虐待の状況についてに移ります。

7月8日に新聞とニュースで発表になりましたが、全国の児童相談所が2020年度の児童虐待の相談を受け付け対応した件数が速報値で21万7,170件、前年度比5.5%増ということで、1990年度の統計開始以来32年連続増加したということが発表されました。こども家庭

庁でまとめた内容なのですが、その内容では、暴言・態度などで心を傷つける心理的虐待が全体の6割近くを占めて最多となっているということです。

ここで、笠間市の相談の状況をグラフで見たいと思います。

笠間市の家庭児童相談数のグラフなのですが、相談内容は、生活習慣や学校生活、不登校、非行、育児、しつけ、心身障害、虐待や養護などに区分されますが、虐待・養護というのが一緒の区分の中に入っていて、相談数は相談総数の6割以上を占めております。

令和元年度、令和2年度は、相談件数の割合は9割以上を虐待・養護が占めている状況にあるということを踏まえて、現在、笠間市の虐待の状況、内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 児童虐待は、心理的虐待・身体的虐待・性的虐待・育児放棄の四つの類型が児童虐待防止法に規定をされております。

令和4年度の笠間市の件数については、心理的虐待が24件、身体的虐待が24件、性的虐待がゼロ、育児放棄10件で合計58件となっております。また、相談内容の内訳の虐待・養護の件数につきましては、令和元年度90件、令和2年度164件、令和3年度198件、令和4年度247件と増加傾向になっております。

なお、虐待・養護というくくりのうち、養護は子育て全般の相談を意味しまして、その中に虐待に関する相談も含まれているということで御理解をいただければと思います。例えば令和4年度で申し上げますと、相談247件のうち、58件が児童虐待に関する相談となっております。

この相談件数増加の要因としましては、近年報道などによる児童虐待に対する社会的関心や認知度の高まりがあること、また、市の体制整備として児童虐待などに専門的に対応する子ども家庭総合支援拠点の開設などによるものと認識をしております。

このほか、家庭内の問題としてDV、ドメスティックバイオレンスに関する相談に関しても対応しており、令和4年度は22件の相談がございました。このDVは夫婦間の問題だけではなくて、子どものいる世帯においては子どもへの精神的負担をかけることになるため、子どもが目撃するか否かにかかわらず、子どもに対する心理的虐待として分類をされるものでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今、虐待・養護の状況に説明がありましたが、令和4年度でいくと増えているのですが、247件中、虐待が58件の相談、養護ですね、子育てとか、子どもの相談が189件という形になっているということですが、笠間市の中で、虐待の内容でいくとどういうものが一番多く相談があるのですか。児童虐待の内容でいくとどういうものがあるのか、お願いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 割合でいいますと、やはりその心理的虐待が半数を占めるような状況かと思えます。次いで、身体的虐待、それからネグレクト、育児放棄というような順番になるかと思えます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） これは県の対応と市の対応でまた別になってくると思うのですが、市に相談が来ると、市は今、子ども家庭総合支援拠点というところが相談を一本化して、DVも含めて相談に乗っているということですが、虐待に対する相談、例えば通報とかあったときに、市の対応として取組としてはどんなことをやっていくのか、お伺いしたいと思えます。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 虐待に対する市の取組という御質問かと思えますが、児童虐待に対応するための体制整備の経過を申し上げますと、令和2年度、子ども福祉課に保健師を1名、社会福祉士2名を配置しまして、児童虐待対応及び子育て相談支援を専門的に行う担当部署の設置準備を進めました。

国では、令和4年度末までに市町村に子ども家庭総合支援拠点の設置を努力義務化しておりましたが、笠間市は1年前倒しで令和3年度の4月から、子ども福祉課の家庭子ども相談グループを拠点に位置づけて相談支援体制を整えました。この拠点の役割ですが、児童相談所の機能の補完的役割を担っておる部分もありまして、今年度は3年目を迎えましたが、市民の身近な相談窓口として、子どもやその家庭、それから妊産婦等も対象に、相談支援、それから継続的な支援を展開をしているところです。

また、市では虐待発生の予防、それから虐待発生時の早期対応、子育て支援のための要保護児童対策地域協議会を構築しまして、福祉教育関係者が連携して情報共有を行った上で役割に応じた支援を行ってございまして、さらに対象者の情報管理、それから支援の進捗状況等を定期的に確認し合って、効果的かつ継続的な支援につなげている状況でございます。

また、DVは夫婦間の問題だけではなくて、子どものいる家庭においては子どもへの精神的負担をかけることになるため、心理的虐待となりますので、これらを踏まえた対応を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） すみません、小項目②でしたね、ごめんなさい。小項目②でその話です。

先ほど協議会という話が出ましたが、その協議会というのは、どういうところで開かれるんですかね。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 要保護児童対策地域協議会でございますけれども、こち

らは要保護児童、それから支援が必要な児童、それから妊娠期からフォローが必要な妊婦、こういった方の支援状況について情報共有をして、支援の進捗管理を行うというようなことが目的でございます。

各関係機関、これは中央児童相談所であるとか、笠間警察署、それから主任児童委員、青少年相談員の方、それから学校長会、こういった方をメンバーとして代表者会議を年1回、それから実務者会議として支援の進捗管理を行うケース進行管理会議を年6回、それ以外に、個別のケース検討会議を随時開催してフォローをしているというような状況でございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） それでは小項目②終わりました、小項目③に移ります。虐待にあわれた方の対応とフォローについて、お伺いします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 虐待の対応におきましては、子どもの安全確保を最優先して、通告を受けた際は48時間以内に目視による子どもの安否確認及び事実確認を行っております。子どもを保護すべき状態にある場合は、児童相談所と連携をしまして、一時保護等の対応を取りつつ、緊急度に応じて警察署と連携する場合もございます。

保護者に対しては、家庭での育児状況、それから通告内容の事実確認をしまして、虐待と判断した場合には虐待行為に該当することを伝えて、その意識づけを行います。その上で、不適切な療育をしてしまう理由や、よい対応に変えていくための考え方や対象方法について一緒に考え、助言をしております。保護者が自身の親から受けてきた体罰をしつけとして子どもにも行う傾向も見られますが、子どもの権利擁護や虐待に対する社会全体の認識が大きく変化する中で、保護者自身も変わっていく必要があることなどを伝えております。

また、DVへの対応は、被害者の気持ちに寄り添って、安全・安心の確保と自立に向けた支援が中心となります。緊急時であれば、警察署、県女性相談センターと連携し、一時保護などの対応を行っております。さらに生活再建の時期に入りましたら、母子生活支援施設への入所であるとか住まい探し、それから経済的な自立を目指して、長期的にわたり伴走型の支援を行っているという状況でございます。

○議長（大関久義君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 緊急の対応としてはやはり命が一番大切なので、命を守る対応というのが緊急的にやられると、そのあと親御さんであれば生活をしていくための支援という形になると思うのですが、お子さんがやはり命があって、これから生きていく中で保護してやるということが一番大切だと思うので、そのフォローの中でしっかりその状況を判断して、児童相談所とも連携をしながらしっかり対応していってほしいと思います。

こういう虐待は増えることが、多くなることはあんまりよくないことなのですが、実際

そういうことで多くなっているの、今後いろいろな対応が必要だと思ひます。子ども家庭総合支援拠点というのが重要な役割を担うと思ひますので、市民の相談をしっかりと受けて対応してもらいたいと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（大関久義君） 8番内桶克之君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、5番川村和夫君の発言を許可いたします。

川村和夫君。

〔5番 川村和夫君登壇〕

○5番（川村和夫君） 5番、公明党の川村和夫です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

初めに、このたび台風13号による災害が発生いたしました。災害でお亡くなりになられた方に対しまして御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、被災された方へのお見舞いを申し上げます。そして、1日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

それでは質問させていただきます。

私は笠間市の中小事業者の支援の体制づくりが地域事業者の安定成長につながり、地域のにぎわい、活性化につながる一つの政策と考えます。具体的には、創業から成長期さらに事業承継まで、事業者のあらゆる課題に対応できる行政の支援の仕組みづくりが重要なことと、行政が行うハード事業が地域の活性化やその他、想像以上に波及効果が期待され、民間事業者はそれに注目しております。

まず、大項目1、笠間市第2次総合計画後期施策アクションプランの商業について、お伺いいたします。

2022年から2026年の5か年の笠間市第2次総合計画後期施策アクションプランの計画策定の基本的視点では、五つ挙げられております。1、機動性と柔軟性の高い計画、2、実現性と信頼性の高い計画、3、統一性と整合性が確保された計画、4、運用性の高い計画、5、市民にとってわかりやすい計画です。あらゆる角度から実効性の高い計画とされております。また、施策に対する重要度と実感度においては、市民の施策に対する意識調査として、令和3年、2021年度の市民実感度調査結果が示されております。

今回質問させていただきます商業分野は、領域Cの重要度及び実感度がともに低い領域に位置しており、施策の構成や方向性の検討が求められている施策となっております。そ

の領域には、今年度重要施策のかさまち娘応援プロジェクトが、女性活躍推進の具体的施策として事業を開始しております。どの分野も重要で、具体的施策が現在や将来の笠間市のニーズに合致すれば、かさまち娘応援プロジェクトのように事業の柱となっていくものと思われまます。

今回の質問は、政策4の産業分野の中の商業に絞って質問をさせていただきます。

小項目①、アクションプランの中にもこの5か年計画で目指すべき姿が記載されておりますが、どのようなまちを目指すのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 5番川村議員の御質問にお答えします。

目指すべき姿についてという御質問ですが、まず、本市の商業の現状と課題を総括いたしますと、小売業・卸売業が中心であります。近年、大型店・チェーン店の出店やインターネット等を利用した通信販売の利用増加などにより、多くの個人店舗を取り巻く経営状況は厳しく、それに追い打ちをかけるように高齢化が進行しております。

そういった中、笠間市第2次総合計画後期施策アクションプランでは、今後はあらゆる社会状況に対応できる事業継続手法の構築や空き店舗等の利活用の推進、インターネット販売やテイクアウトなど新たな生活様式に対応した販売促進の支援が必要であり、商業基盤を支えてきた事業の承継や新たな創業の支援、買物支援など、取組も継続していく必要があることから、総合計画でうたっているよう、身近に買物や交流ができるまちを目指してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 今答弁いただきましたとおり、いろいろな施策を講じることにより、目標とする身近に買物や交流ができるまちになっていただくことを目指していただきたいと思っております。と同時に、私も前職で培った人脈から情報提供等をさせていただきたいと思っております。

小項目②に移ります。現状と課題から見えてきた具体的施策として、二つ挙げられています。一つ目が商店街の活性化と支援体制の強化、二つ目が地域特性を活用した商業振興を挙げられています。

その主な取組としてそれぞれ3項目挙げられておりますが、一つ目の商業の活性化と支援体制の強化では、1、笠間市商工会との連携強化、2、空き店舗での無人販売店などの利活用の推進、3、事業承継の支援。

二つ目の地域特性を活用した商業振興では、一つ、地場産品を活用した商品開発の支援、二つ目が分野間連携での商品開発や販路拡大の推進、三つ目が新たな技術導入に係る支援の実施がそれぞれ挙げられておりますが、これを具体的にどのように取り組むのか、また、それぞれの進捗状況をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 施策の具体的な内容についてという御質問でございますが、大きく分けまして、商店街の活性化と支援体制の強化、これと地域特性を活用した商業振興がございます。

まず、商店街の活性化と支援体制の強化につきましては、笠間市商工会と、あと産業活性化コーディネーターとの連携を強化し、公的補助金や給付金支援制度の活用情報の紹介や事業者向けの各種助成制度の紹介などを行っております。また、商店街のにぎわい創出を目的に、空き店舗を活用して新たな事業を始める方に対し、市独自に創業支援事業補助金制度を創設しております。

次に、地域特性を活用した商業振興につきましては、地場産品である笠間焼と稲田石の融合による笠間長石の釉薬開発に対して、側面支援や笠間焼サブスクリプション、いわゆるサブスク、これを実施し、これまでに5店舗からの申込みをいただいたところでございます。さらに、地場農産物である笠間の栗につきましては、新商品の開発や加工の際に不要となる栗の鬼皮を染料として活用しアップサイクルするなど、新たな商品開発も進めているところでございます。

また、さきに述べました創業支援事業補助金を活用し、こだわりや個性あふれる鯛焼き屋やコーヒー店、菓子店などの成功例に倣いながら、特性を生かし、地域に根差した店舗が市内に増えるように支援を継続してまいります。

さらに、商業振興と時代の変化に対応した新たな取組として、キャッシュレス決済の浸透を図ることを目的に、昨年度は電子商品券の発行も行ったところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 5年間の施策なので、この六つが同時にスタートするということはないと思いますけれども、いろいろな諸条件があると思いますので、ただ主な取組として挙げられました六つの取組を積極的に実施いただきまして、当初の施策の目指すべき姿のまちづくりを推進していただきたいと思っております。その中で、事業承継の取組については、大項目2の小項目③で質問させていただきながら詳しく触れさせていただきたいと思っております。

では、小項目③に移ります。その施策の事業としての成果など、検証はどのようになさるのでしょうか。1年ごとの検証期間はありますか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 施策アクションプランの検証の仕方についてという御質問ですが、総合計画では計画に掲げた将来像の実現に向けて効率的かつ効果的に施策を展開するため、施策アクションプランで定めた具体的な目標の達成度につきまして、各部署単位で実証を検証し、事業実施の翌年度に施策評価により評価を行っております。

施策評価では、目標指標に対する実績値及び達成度、施策の課題、課題への対応策、今後の方向性を評価シートに取りまとめ、笠間市のホームページ上で公表しているところで

ございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。必ず実施をしていただきたいと思います。

小項目④に移ります。その検証の結果、このアクションプラン期間中でも見直し等は実施されるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 施策アクションプランの見直しについてという御質問でございますが、施策アクションプランの推進に当たっては、プランで定めた施策を目指す姿を達成するために手段となる事務や取組内容を詳細に示すため、事業アクションプランを策定しており、施策評価制度などを活用しながら毎年度評価検証を行い、必要に応じ、事業アクションプランの見直しを行いながら施策の目指す姿の実現に向けて取り組んでおります。

現プランは、令和4年度に新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、SDGs、デジタル化、脱炭素社会の実現といった社会変化等を考慮して定められたものであり、現状では見直しは考えてございません。次回の見直しは、令和9年度を予定しているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。検証というのは大切なことで、フレキシブルに見直すということは事業の成果を出すという点では重要なポイントですので、よろしく願いしたいと思います。

以上で大項目1を終わりました。大項目2、中小事業者の支援についてお伺いいたします。

笠間市は、創業期における支援は充実していることが、前回の御答弁でありました。創業塾受講修了者の58名のうち、35名が創業をなさっているということは、事務事業として最大の効果が出されていると思います。

そこで、小項目①創業塾について、内容を詳細にお聞きしたいと思います。

今年度も募集定員を上回る受講生が集まっているようですが、募集はどのようになさっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 創業支援事業についての質問でございますが、一部は前回、第2回定例会でお答えした内容と重複しておりますが、笠間市で行っている創業塾は、国の認定を受けた笠間市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業として平成27年度から笠間市と笠間市商工会が主催となって開催しているもので、創業を考えている方や創業後5年未満の方が、創業に必要な実践的な知識、経営、財務、人材育成、販路開拓など、中小企業診断士や社会保険労務士から学ぶことのできるセミナーでございます。全体の8

割以上の講座を受講した方は、株式会社等を設立する際の登記に係る登録免許税の軽減や創業関連保証の保証枠拡充など、優遇措置を受けることができる制度となっております。

本年度も9月2日より29名の参加申込み者に対し、全5回の日程で開催しているところでございます。また、その参加者のうち、具体的な創業プラン・予定を持っている方が9名、創業後5年未満の方が7名と伺っているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。

この募集に対して具体的な工夫とか何かはないのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 募集の広報についてという御質問かと思いますが、広報周知に関しましては、笠間市及び笠間市商工会のホームページや笠間市のSNS、「広報かさま」、「広報かさま」お知らせ版を広く使い、広く周知を行ったほか、ポスター、チラシを公共施設と関連施設、市内の金融機関やスーパー、ホームセンターなど個別に依頼し、掲示頒布を行っております。

また、商工会や市の窓口相談に訪れた方には直接参加の案内を行っており、この中で特徴的なものは、笠間市の公式LINEを見て10名の方が参加しているというのが、今のSNSの活用というところが有効なのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ほかの創業塾とかセミナーはもう募集するのもにも四苦八苦していましたし、私も前職のときにそういうことを携わせていただいてもものすごく大変だったので、笠間市はものすごくその募集に楽しんでというわけではないですけども、こんなに集まるというのは本当に全国でも奇異なぐらいの募集率だと思いますので、ぜひこういうことを継続して続けていただければと思っております。

また、創業者を多く輩出している笠間市の創業塾の強みというのは、この創業塾の内容にもあるのではないかと思います。創業塾の内容は、具体的な各会のテーマ、講座の概要はどのようなものか、また、担当部署としてどこに特色があると思われませんか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 創業塾の内容と特徴的な内容はあるのかという御質問でございますが、笠間市創業塾の内容は、創業して成功するために必要なビジネスの実践的な知識、経営、財務、人材育成、販路拡大について学ぶことのできるセミナーで、経験豊富な講師陣が受講者目線で丁寧な説明を行っております。

特徴的な内容といたしましては、過去に今まで創業をした方を臨時講師としてお迎えし、体験談の発表を行っていることや、講義の中に受講者によるグループワークの時間を設け、受講者との交流と講師との親交を図っているというのが、特徴的な創業塾の内容と考え

ております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） その中で、受講者の反応というのは、例えばアンケートとか何かを取ってこちらに情報収集しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 創業塾受講者の反応についてですが、アンケートは実施しております。

令和4年度の創業塾受講者アンケートによりますと、受講者は講義内容によっては難しいと感じた方もいらっしゃいましたが、大半は事例紹介が多くて、具体的にイメージすることができた、知りたかったことをポイントを押さえて学ぶことができたなど、おおむね好意的な回答が多いという結果でございました。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。

創業塾を修了されて、その後に創業される方もいますし創業されない方もいます。創業された方に対して、創業後のフォローというのはどのようになさっているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 受講後のフォローについてでございますが、創業塾受講者につきましては、創業のプランを伺う創業カルテというものを記入をお願いしており、そのカルテを基に、商工会や産業活性化コーディネーターが不定期に状況確認を取り、困り事の聞き取りを行い、必要に応じて各種支援を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。なぜこのような質問をしたかと申しますと、創業塾修了者の事業者ではなかったのですけれども、このような声がございました。創業後、予想もしないアクシデントに遭遇したときに、誰にどこへ相談したらよいか分からず困ってしまったということをお聞きしました。なので、やはりぜひもっとその周知徹底していただいて、その事業をした後につまずかないという、そのフォローが、これから重要になってくるのではないかなと思いますし、先ほど御答弁で述べられました商工課内に産業活性化コーディネーターが配置されておりますので、ぜひその活用を十二分にしていいただければと思っております。

創業塾が事業としてこれだけの募集がなされて、内容も充実しているのですけれども、その成果に対して、産業経済部としてはどのように評価されますでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 創業塾の事業に対する評価についてでございますが、平成27年度の創業塾開始から新型コロナウイルス感染症の影響により未開催となった令和2年度を除く昨年までの受講者128名に対して、現在までに創業した方は35名ということで、

約3割の方が創業したという数値や、受講者アンケートの回答に、役に立った、参加してよかったという多くの意見をいただいているという事実から、一定の役割を果たしているものと考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。35名がよければ笠間市内に創業していただければ一番よろしいのでしょうかけれども、なかなかそうはいかないと思いますが、ぜひ、笠間市に創業していただく方が増えるように努力のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

私も先ほど述べましたように、創業セミナーを共催等で企画して広報周知から大変苦勞した経験がありますが、やはり行政が企画運営をする強みというのは、やはりこういう受講者や創業者の数に現れると思ひます。だから、よりよい創業塾を構築していただきたいと思ひます。ただ、高水準を保つことは非常に大変ですが、地域事業者を輩出する重要な事務事業であり、笠間市としては優れた事務事業の一つですので、より充實を図るとともに創業期以降の支援の充實も図っていただきたいと思ひます。

小項目②に移ります。創業期以降の事業者支援についてですが、現在、産業課、産業活性化コーディネーターが1名配属されております。昨年1年間は54社に訪問され、いろいろな課題の支援に取り組みましたと前回の答弁でいただきました。その中で、具体的な成功事例をお聞かせください。

○議長（大関久義君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 産業コーディネーター事業の創業期以降の支援についてという御質問でございますが、実際に、令和4年度と今年度のこれまでに産業活性化コーディネーターが実際に支援した実績を申し上げます。

大きく分けまして、経営力向上支援と人材雇用支援、販路拡大、補助金申請支援などがございます。

具体的には、経営力向上支援として、協力工場とのマッチング支援、電力高騰対策の支援、技術課題の解決の支援でございます。次に、人材雇用の支援といたしましては、ハローワーク笠間と連携した求人情報の提供と採用に向けた助言の実施、プロフェッショナル人材戦略拠点と連携したスキル人材の求人支援、茨城県外国人支援センターと連携した外国人人材求人支援。次に、販路拡大支援といたしましては、ネットショップの開業支援、各種展示会、技術商談会、テストマーケティング会などの情報提供、茨城県よろず支援拠点と連携した企業PR動画の作成支援。最後に、補助金の申請支援といたしまして、公的補助金給付金支援制度の活用情報の紹介、茨城県よろず支援拠点と連携した申請の支援などを行ってきたところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 活動の状況はよく分かりました。地道な活動の蓄積が、いろいろな成果となって現れているんだと思ひます。活動の一部が今年の「広報かさま」の7月号

に掲載されており、拝読いたしました。私も産業活性化コーディネーターと1社同行させていただきましたが、事業者の声に耳を傾け、丁寧に課題を拾っている姿を拝見して、やはり課題の抽出、その課題への対応をしておりました。

事例から分かるように、産業活性化コーディネーターの特色は、こちらから訪問して事業者の声を聞くところにあると思います。経営者は日常の仕事に時間を取られ、課題等を後回しにしているのが現実です。こちらから訪問することで事業の広報周知にもつながりますし、事業者にとってはいつでも気軽に経営相談をできる機会が創出できるのだと思います。今、創業期以降の事業者は、あらゆる課題に直面しております。事業者の課題解決支援に、これからも積極的に1社でも多く訪問していただきたいと思っております。

今、事業者支援の一つに、事業者が自発的に課題に気づくように、そして事業者が自ら変革の道筋を立てることを支援するというガイドラインが中小企業庁から示されております。今後、行政のハブ的役割を十二分に発揮して、事業者の経営課題への支援に取り組む支援体制が急務となっております。より充実した事業にできるよう御提案もさせていただきますと思っております。

小項目③に移ります。毎月発行されます「広報かさま」に毎回掲載されております「かさまの老舗大百科」の事業者は、必ず事業を承継して今日に至っております。このような事業者が数多く存続していくには、事業承継の支援も重要な事務事業となっております。そのことは重要と考え、大項目1、笠間市第2次総合計画後期施策アクションプランにも施策として計画化されております。

そこで、事業承継についてですが、取組や計画がありますでしょうか。また、体制づくりをお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 事業承継についての御質問でございますが、事業承継につきましては、平成30年度に事業承継実態調査を実施しております。調査結果といたしましては、後継者が決まっている、後継者候補がいるなど事業承継に向けて進めている事業者の回答は合計で38.3%となっており、次に多かったのが、事業承継せず廃業予定という方が26%でした。

平成30年度から令和元年度にかけて、この実態調査を基に、66の事業者への個別訪問を実施し、相談内容に応じ相談機関への接続や税制優遇の案内などを実施しているところでございます。令和2年度、令和3年度につきましては新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、実態調査を基にした戸別訪問は実施できておりません。令和4年度からは、産業活性化コーディネーターによる戸別訪問に併せ、事業承継についても相談業務として行っているところでございます。現在までに2件の相談があり、茨城県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携しながら、伴走支援を行っている状況でございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 体制づくりに対しては必ず人が重要になってくると思うのですが、職員の育成などの計画等はございますでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 職員の育成については行っているのか、どういうふうになっているのかという質問かと思いますが、事業承継につきましては個々の案件により差異はございますが、一般的に多くの準備等を行わなければならない行為が多岐にわたります。非常に専門性の高い業務であり、職種も様々なものがございますので、市の担当職員としての知識は限界があると考えております。

このため、産業活性化コーディネーターと連携するとともに、適切な支援機関、プロの力をお借りしながら、これからも支援する形を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。なぜこのような質問をしたかと申しますと、この事業承継の支援事業というのは、すぐに結果が出ない事業です。茨城県内の市町村では、相談窓口の体制を整えているのが二つの自治体しか今ございません。私は、創業支援や創業後の課題解決支援と同様に、この事業承継の支援事業がなければ、もう地域の企業はほとんどなくなってしまおうと思っているくらいです。

先日、茨城県事業承継・引継ぎ支援センターのお話ございましたけれども、お二人の方と面談する機会がございました。面談していて非常に危機感を持ちまして、面談したお話をちょっとさせていただきます。

事業承継支援が必要な背景として、それは、去年1年間で、茨城県では休業・廃業・解散を行った企業が個人の事業主を含めますと1,026件、3年ぶりに増加しまして、企業倒産数は118件なのですけれども、その何と8.7倍、県内企業の3.64%が休廃業・解散の形で市場から退出・消滅しているということです。1,026件の休廃業・解散で喪失した雇用は、正社員だけで少なくとも1,521人、喪失した売上げは354億円に上るそうです。この額は、笠間市の年間の予算に匹敵するぐらいの額です。そして、休廃業・解散した県内企業の1,026件のうち、58.7%が当期純利益で黒字、また、資産超過での廃業率も63.8%に上るそうです。休廃業・解散企業の代表者の平均年齢は71.6歳で、過去最高を更新し、80歳代以上での休廃業・解散は18.9%と約5社に1社の割合になっており、総じて高齢代表による休廃業・解散が加速しております。

この茨城県事業承継・引継ぎ支援センターのアンケートでも、事業承継の状況を見ると、37.7%が未定または廃業予定で、後継者不在率は下がっているものの、いまだに60%以上事業承継が進まない背景として、事業承継を先送りしてしまう理由は、日々の経営で精いっぱい、何から始めていいか分からない、誰に相談すればよいか分からないのが挙げられます。後継者への移行期間は、企業の半数以上が3年以上かかるというのが実態だそうで

す。お話を聞けば聞くほど、笠間市にも事業承継の相談窓口の設置が重要な事業と再認識しました。

最後は、行政がリーダーシップを発揮して、この問題に取り組むべきだと考えます。事業承継支援において、自治体が提供できる価値としては、安心と高い信頼性、地域連携、移住定住施策との連携、またアクションプランの目指すべき姿にもありました持続的なまちづくりなども挙げられると思います。これは、他の支援機関ではできない、行政だけの価値です。この価値を十二分に発揮することが、笠間市内事業者全体への行政サービスの向上へつながるものと思いますので、専門的なものはそういう専門機関に回すにしても、やはり窓口は設けていただいたほうが、事業者は、行政はこういうのをつくってくれたんだということで安心すると思いますので、ぜひ御検討のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上で大項目2を終わりました、大項目3に移りたいと思います。補助金についてお伺ひいたします。

令和5年度補助金交付について、商工課担当の二つの補助金について、導入の背景や目的、その実績、そして課題について、その課題の対応についてお伺ひいたします。

小項目①創業補助金についてはどうでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 創業補助金についての質問でございますが、この補助金は、笠間市の単独事業といたしまして、市内の商業振興によるにぎわいの創出と地域経済の活性化を図ることを目的としておりまして、市内で小売・飲食サービス・生活関連サービスの業種の創業をする方を対象に、出店に係る費用に対しまして2分の1以内、上限50万円の補助をするものでございます。

目指すべき理想の姿としましては、都市計画区域の商業地域を中心に、出店者の増加により市内全域においてのにぎわいが生まれ、併せて経済の活性化が図られることだと考えているところです。

また、その実績でございますが、現在の補助金の制度を創設した令和3年度が1件、令和4年度が3件、今年度は現在までに7件の問合せを受けておりますが、まだ申請には至っておりません。

今後の課題として現在感じているところでございますが、この事業は1年や2年の短期間で目的を達成することが困難であること、また、市内での創業者は細く長く切れ目のないニーズがあることから、関係者や利用者の声を聞きながら、より利用しやすく継続して実施できるように内容を精査しながら、長く続けていくことが重要と考えているところでございます。具体的には、事業者の出店計画や状況による金額や補助する内容の整理、空き店舗情報を提供する仕組みの構築、さらに市としまして、この事業のPRと事業者側としての出店店舗のPRの一助となれるような支援をしてまいりたいと考えているところで

ございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 差し支えなければ、この補助金が主にどのような資金使途で使われたのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 補助金の支出の内容でございますが、創業支援補助金の補助対象経費は、新築・改築等の工事費、店舗等の購入費、消耗品や汎用性の高い備品を除いた設備費でございます。その中で最も活用されたものとしたしましては、店舗の改装費用や業務用の設備でございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） この本事業はどのように評価されますか、まだ2年ですけれども。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 本事業の評価でございますが、本事業を活用し、こだわりや個性のあふれる事業者が創業を果たし、一部店舗では創業後にSNSや情報誌等で取上げられており、県外からもお客様が来ているという事実から、効果としてはよいものと考えております。

一方、この補助事業があるから創業者が特別に増えたり、創業に踏み切ったまでの直接的な効果は少ないと感じておりますが、この創業の補助は切れ目なくニーズがあるため、今後も継続していく事業と考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。私は、笠間市が発行しています「広報かさま」令和5年7月号の特集で「笠間市の賑わいづくり」の中で、この創業支援事業補助金を活用した事業者の声が掲載されておりました。掲載された全員の事業が、限られた補助金を有効活用されているのが分かりました。

創業時はやはり自己資金は生命線となりますし、いざというときのために確保しておきたい資金です。運転資金として多くの資金を必要としておりません。少しでも負担を軽減する意味でも、この補助金は事務事業として大いに効果がありますし、創業を予定している事業者の強力な支援となりますので、1事業者でも多くの事業者が活用できるよう充実を図っていただきたいと思っております。

次に、小項目②友部駅前創業支援事業補助金について、同じような内容でお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 友部駅前創業支援事業補助金についての質問でございますが、この友部駅前創業支援事業補助金も市の単独事業として令和4年度から実施しております。

この補助金の概要ですが、友部駅前地区の都市計画法上の商業地域と、県道友部停車場線の友部駅から平町交差点に隣接する店舗で出店した場合、諸出店にかかる費用に対して補助率3分の2、上限100万円の補助をするものでございます。

目指すべき理想の姿としましては、友部駅前地区は笠間市立地適正化計画において、笠間市の都市的発展を牽引するような都市機能を積極的に誘導し、魅力を高める中心拠点に位置づけられていることから、友部駅前地区の商業による経済の活性化が図られることが重要だと考えております。

昨年度の実績につきましては、1店舗の出店がございました。今年度はまだ出店の申請は受け付けておりません。

今後の課題といたしましては、限定された区域であるため、空き店舗情報の提供手段の充実や利用しやすい制度設計などが考えられると考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） その中でエリアがございましたけれども、このエリアの選定はどのようになされたのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 友部駅前地区のエリアにつきましては、かつて商店街が立ち並び、活気のある町並みを形成しておりました。現在は、空き店舗や空き地が目立つような状況になっております。

同地区は笠間市立地適正化計画において、先ほど申し上げましたが、笠間市の都市的発展を牽引するような都市機能を積極的に誘導し、魅力を高める中心拠点に位置づけられていることから、笠間市の玄関口としてこの地域を選定したものでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） その補助金も1件100万円でしたけれども、差し支えなければ、この資金使途はどのように使われたお金なのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） この事業者は美容室を1店舗開店された事業でございまして、主には店内の改装費用に使われたということでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） そうしますと、1年間で1件なのですけれども、これを評価しろというのはなかなか難しいと思うのですけれども、どのように評価されていますでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 本事業の評価でございまして、まだ始まったばかりの事業ですので、まだこれから評価していくことを考えてはございますが、総合的な評価をすることはなかなか難しいものと考えております。空き店舗などを活用しながら、若

い世代が出店することによって、まちの活性化にはよい効果が生まれ始めたというふうにご考えております。

創業支援につきましては、一長一短に結果が出るものではございません。今後も継続していくべき事業と考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。よりよい事務事業にさせていただきたいと思っております。

友部駅前に限らず、笠間市内の駅前はいろいろな外的要因や事業承継ができず商店街の衰退が顕著ですが、昨日今日でこのような町並みになったわけではなく、数十年の推移の結果が現状となっております。この友部駅前創業支援事業補助金も、10年単位のリノベーション事業と捉え、資金使途や対象者など柔軟な運用をしながら成果を上げていただきたい事業だと思っております。私も少なからず地域活性化に携わってまいりましたので、いろいろな専門機関との連携やアイデアを提供し、まちづくりのお手伝いをしてまいりたいと思っております。以上で大項目3を終わります。

大項目4に移ります。北関東自動車道笠間PAスマートIC整備促進事業についてお伺いいたします。

本事業は笠間市重要事務事業2023の一つの事業ですが、事業の導入背景・概要、地域の活性化と災害・緊急時の対応強化について、具体的な取組についてお伺いいたします。

小項目①本事業の導入の背景はどのようなものか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 間もなく12時になりますが、このまま続けたいと思っております。

都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 5番川村議員の御質問にお答えいたします。

本事業の背景についてとの御質問でございますが、本市は東西方向に北関東自動車道、南北方向に常磐自動車道が通り、市内にはスマートインターチェンジを含め四つのインターチェンジがあります。また、東京圏と本市を結ぶJR常磐線と栃木方面を結ぶJR水戸線が走っており、市内に六つの駅を有するなど、広域的な交流・連携が可能となる広域交通ネットワークが形成されております。

道路の整備につきましては、これまでに国道50号や355号の整備や各県道の整備を促進してきたとともに、市におきましては、地域間を結ぶ幹線道路や都市計画道路、生活道路について計画的な整備を進め、地域間交流の促進や移動時間の短縮を図り、安全・安心な道路施設の整備に努めてきたところでございます。

そのような中、本市といたしましては、令和3年度より新規事業として、北関東自動車道に連結する本スマートインターチェンジを整備することで、広域交通の利便性向上に合わせ、県北、県南、さらには県西地区のアクセス性をさらに向上させ、県内における交通のハブ機能を高めていくこととしております。

今後も、国、県などと連携し、将来にわたり地域振興にもつながる持続可能な広域交通

ネットワークを形成するため、整備を進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 導入の背景は分かりました。

客観的な数値として、北関東道や常磐道の交通量、笠間パーキングエリアの利用台数や利用者数が分かる範囲で分かりましたらお願いいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 北関東自動車道の交通量についてでございますが、推移を申し上げますと、平成22年度の交通量、センサス調査では1万7,375台、これ上下方向合わせてなのですが、1日当たり走ってございます。平成27年の交通センサス調査におきましては2万869台、これも1日当たりで伸びてございます。また、直近の調査で、令和3年度の交通量調査におきましては、これはコロナの影響もあったのかと思いますが、1万7,776台、平成22年当時と同じでございまして、全体的には伸びている傾向があると認識してございます。

あと、笠間パーキングエリアの利用者状況でございますが、ちょっと資料ないのですが、売店の利用者数というのが令和4年度いただいておりまして、年間で、これレジの通過者で77万人、実際にはトイレ休憩や自販機での購入の方もいらっしゃると思いますので、この数倍は利用があるのかなと思ってございます。

あと、常磐道の数字はちょっとありませんが、市内のインターチェンジの1日当たりの利用台数につきましては、友部のサービスエリアのインターチェンジ、スマートインターでは1日3,541台、友部で1日4,289台、笠間西インターでは1日当たり2,060台、岩間インターで1日当たり6,166台となっております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。やはりコロナの影響もありましたが、笠間市は地理的にも高速道路網として首都圏や北関東地域、その他の地域との交通の要衝となっていると思います。

このような外的環境から、小項目②目指すべき効果として、具体的にどのようなものがあるか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 目指すべき効果についての御質問でございますが、本整備により、地域住民の利便性向上はもとより、各観光施設へのアクセス時間の短縮や北関東自動車道を活用した新たな周遊ルートが形成されることにより、交流人口の拡大が期待されます。また、少子高齢化による人口減少の対策が必要となるため、生活環境が将来にわたり持続可能となるような地域社会の形成に寄与され、様々な人の移動の選択肢も広がると考えてございます。

さらに、群馬県や栃木県、東北方面の交流人口の拡大により、来訪者の増加が図られ、

地場産業の活性化に寄与するものと考えてございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 笠間市は高速道路が2路線、インターチェンジとスマートインターチェンジを含むと4か所で、今回ができれば5か所、地理的にも交通量のほう、先ほどもお答えがありましたとおり、増えている北関東自動車道を利用する車両などがあります。それを活用することは、やはり笠間市内の地域に潜在化している地域の資源を掘り起こすことにもつながると思いますので、そこで、小項目③、スマートインターチェンジ開通後、車の流れも変わると思われますが、地域の活性化の具体策について、お伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 地域の活性化の具体策についてとの御質問でございますが、北関東自動車道に隣接するサービスエリアやパーキングエリア及び道の駅かさまなどの施設は、本市の観光及び地場産業等の情報発信施設並びに地域の拠点施設としての役割を担っております。これらの施設におきまして、市内観光施設等への交通の利便性の向上のために、交通結節点における乗換えなどの充実を図る必要があると考えており、本整備に併せまして、イベント開催地周辺の渋滞緩和や駐車場空き情報などの提供や案内も検討してまいりたいと考えてございます。

また、地域住民の生活環境が将来にわたって持続可能となるよう、本事業と併せ、周辺道路の環境整備も必要であると考えてございます。

さらに、スマートインターチェンジの出入口周辺につきましては、本市の新たな玄関口としての機能を担っていくことになることから、周辺の土地の利活用も含め検討していきたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。行政はやはりいろいろな機関や産業とのハブ的役割を果たせる強みを持っていると思いますので、その強みを生かして事業を進めていただきたいと思います。

次に、小項目④、地域活性化とともに記載されております災害・緊急時の対応強化ですが、具体的にはどのような強化なのでしょう、お伺いたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 災害・緊急時の対応強化についてとの御質問でございますが、近年各地で大規模な自然災害が発生しております。先週末も県内、福島のほうでちよっと災害が発生しているという状況でございます。

そのような中、防災という観点から、災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える減災へと考え方が変化してきていると存じます。

道路インフラにおきましては、自然災害では壊れない強固な道路交通ネットワークを整

備することが重要であると考えてございます。本市内に整備されております四つのインターチェンジを複数の手段、経路として活用することで完全に断絶してしまうことのない代替性のある道路交通ネットワークを構築することが可能となり、本事業の整備により、本市の強みであります広域交通ネットワークを最大限に活用した広域的な災害支援活動の強化が図られるものと考えてございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） いつ起こるか分からない災害ですので、万が一のための対応は強化し過ぎても、し過ぎることはないと思います。二重三重の備えを準備することは必要と思われまますので、この事業を通して、災害・緊急時の対策の強化や充実を図っていただきたいと思ひます。

また、この事業がいろいろな方面からの投資や働きかけを誘発することを期待するとともに、行政自身が持つ高い信頼性、ハブ的機能を十二分に發揮して、いろいろな事業への波及効果をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大関久義君） 5番川村和夫君の質問を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

午後零時08分休憩

午後1時00分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

19番大貫千尋君、20番小藺江一三君が退席いたしました。

次に、2番酒井正輝君の発言を許可いたします。

酒井正輝君。

〔2番 酒井正輝君登壇〕

○2番（酒井正輝君） 参政党の酒井正輝です。議長許可がありましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

議長、質問の間に、その都度パネルの掲示を行いたいのですが、許可をお願いします。

○議長（大関久義君） はい、許可いたします。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。

通告に従い、笠間市のゼロカーボンシティ宣言と環境政策について質問いたします。

前回に引き続き、この案件を取り上げる理由は、笠間市が取り組む脱炭素事業とゼロカーボンシティ宣言の存在は、笠間市の環境保全のためにはマイナスであり、市民のためにならないと思うため、その是非を問うために取り上げさせていただきます。よろしく願いいたします。

そして、小項目①から③に関してですが、前回途中になって終わった話題や答弁いただ

いた内容で気になったものを整理するために取り上げてみたいと思います。

まず、小項目①ですが、前回、ゼロカーボンシティ宣言とそれに伴う脱炭素事業の目的を聞いたところ、気候変動による地球温暖化の影響から将来の世代や地球上の全ての生命を守るというような内容の回答をいただきました。これに対し、私は気候変動は起こっていないのではないかと疑義を唱え、その根拠の一つとして、こういう図を示しました。

配付資料でいうと、資料1、私はIPCCが主張するよりも気温上昇は過去30年でせいぜい0.2度から0.3度であると、はるかに緩やかであると言ったのに対し、部長は水戸気象台では過去100年に1.5度上昇していると答弁いただきました。

私が示した図ですが、気象学が専門の近藤正純理学博士が全国を行脚し、周辺環境が変わっていない観測箇所31地点のデータを平均したものです。ここになぜ水戸が入っていないかという、近藤博士は、水戸・長野・彦根では縦軸に示す昇温量が、その後も一定でなく上昇を続けている。これは周辺に建物などが増えて、観測環境が変化していることを現すものである。それゆえ、これらは中止観測所としたと言っております。

それで、小項目①なのですけれども、これを踏まえて、地球の地温上昇の根拠を水戸気象台の観測結果に準拠した理由というのは何でしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 2番酒井議員の御質問にお答えします。

気温上昇の根拠を水戸気象台の観測結果に準拠した理由は何かとの御質問でございますが、気温上昇の根拠につきましては、専門的な知見を有した国の機関である気象庁や地方気象台の見解等に委ねることが必然と認識しております。気象庁や地方気象台では、専門知識を有した技術専門官や予報官などが地球規模の気象監視や観測データの収集、解析を行い、最先端のシステムを導入し、未来の大気状態や気象状況を予測しております。

これらのことから、国の機関として県内で唯一の地方気象台であります水戸気象台が公表する資料を参考としましてお伝えさせていただいたものでございます。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。ありがとうございます。

ここで配付資料の2を見ていただきたいのですけれども、上のグラフは近藤博士が示している過去の水戸の気温変化で、下のグラフは課長にいただいた水戸気象台の気象庁の気温変化です。どちらも1940年を過ぎた頃から気温上昇が起こっておりますが、これ以前は道路が未舗装で馬車が走っていた時代ですが、この頃から自動車が普及して道路が舗装されて都市化が進んだ頃です。例えば、芝生の庭の一角をコンクリート舗装すれば、その部分だけ年間平均気温が上がりますが、その場合CO₂は関係ありません。

話題にしているのは、水戸温暖化ではなくて地球温暖化なので、一部の観測点で気温が上がったとしても気候変動の根拠になると思わないのですが、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） お答えします。水戸気象台のデータだけでは地球温暖化が起きていないのではないかなというようにお話でよろしかったでしょうか。

あくまでも先ほども申しましたように、水戸気象台は県内で唯一の気象台でございます。笠間市に最も近い気象台が、水戸でございます。ですので、水戸気象台の公表データを参考としてお伝えさせていただいたものでございます。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。全然CO₂との関連性はお答えになっていないのですけれども、取りあえず小項目②に行きたいと思います。

また、配付資料でいうと資料3なのですけれども、前回こういう図を示しました。過去には現在の5倍とか20倍とかCO₂の濃度が高かった時代があり、その頃も生命は栄えていました。私は、CO₂は生き物にとって必要な物質である、そして長期的視野で見れば、現在のCO₂濃度の上昇は微々たるもので誤差の範疇だと言いました。それに対し、部長は、地球上の人類も生活していく中でCO₂は必要なものであると認識していると、その点には同意していただきました。

しかし、その上で、CO₂濃度の上昇の割合がちょっと許容を超えていると伺いました。そして、その判断はIPCCの報告によるのではなくて、事業をこれまで進めてきた職務の中のものであるとのことですが、CO₂濃度の上昇割合が許容を超えていると判断する根拠は何でしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） CO₂濃度の上昇割合が許容を超えていると判断する根拠は何かとの御質問でございますが、本年3月に気候変動に関する政府間パネルによる6次評価報告書の統合報告書が公表されました。その中で、継続的な温室効果ガスの排出は、さらなる地球温暖化をもたらし、短期のうちに1.5度に達するとの厳しい見通しが示されたところでございます。

また、環境省が公表している令和5年度版の環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書における温室効果ガス排出量の動向においても、大気中の温室効果ガス濃度は上昇が続いており、気候変動問題の解決には速やかで持続的な廃止策が必要であることや、追加的な対策を講じなければ、現行シナリオでは今世紀の気温上昇は2.8度になることが報告されていることから、二酸化炭素濃度の上昇速度が加速していると認識しているところでございまして、これらの報告書や白書などについて、私は業務上の中で読んだり見たりしているという部分の中で、業務を進めている中での感覚としてお伝えさせていただいたものでございます。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 何か求めている答えと違うのですけれども、それによって、市内

で何か不具合が起きていると、そういうことは確認していますか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 詳細な資料を持ち合わせておりませんが、例えば市内特有なのかどうかという部分というのは、地球温暖化問題というのは笠間市固有の環境問題ではないと私は認識してございます。そういった部分の中で、温度上昇の部分であったり、一時的な降雨量の増加であったり、年間にすれば降雨量全体が少なくなったりとか、先ほども申しましたが、一時的な雨が多量の雨が降ることによる災害だとか、そういうものが発生しているというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 職務中の中での判断とおっしゃったので、市内で何か具体的な不具合が起こっていると、そういうことを確認しているのかと思って伺ったのですけれども、どうやらそうではないようなので、次の小項目③に行きたいと思います。

小項目③に移ります。笠間市は2050年を待たずにCO₂排出ゼロを目指すわけですが、そのため、公共施設の屋根に太陽光パネルを設置したり、市民へ設置の補助金を出すなど、再エネ導入事業を進めておりますが、太陽光発電は効率が悪いので、広い土地面積というコストがかかると以前も指摘しました。

しかし、前回から今日までに再エネ導入による事業目標達成のための必要面積を計算していただきましたでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 再エネ導入による事業目標達成のための必要面積を計算したのかとの御質問でございます。

再生可能エネルギー分野の技術革新は、日々進められております。具体的には太陽光パネルにおいては薄く、軽く、簡単に曲げることができ、従来の製品では困難とされていた壁面や車の屋根の設置も容易となるなど、製品の量産化が進められておるところでございます。これらのことから、事業目的を達成するためにパネルの必要設置面積のものについては、算出は行ってございません。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 前回と全く同じ答えなので、計算していませんということで理解しました。

そうだと思います、私が代わりに計算してみました。計算結果を配付資料に加えたかったのですが、ありません。資源エネルギー庁へ問い合わせたのですけれども、返事が遅れたり来なかったりしたため遅れてしまい、申し訳ないのですが、モニターを見ていただきたいと思います。

CO₂の発生元である化石燃料の使用をやめるためには、その熱量を一旦電力に置き換えます。配付資料の計算式1ですが、計算式1です。資源エネルギー庁の統計によると、

石油ガス、石炭など全ての熱量を合算した2021年日本のエネルギーの総消費量は1万2,276ペタジュールだそうです。このエネルギー量を36億で割ると、電力量をメガワットアワーに変換できます。ペタは1,000兆倍なので、1,227京6,000兆ジュールを36億で割ります。すると34.1億メガワットアワーとなり、日本のエネルギー消費量を電気に換算した値になります。ここまでは簡単な計算なので、御理解いただけると幸いです。

続いて、計算式2なのですけれども、1メガワット当たりのソーラーパネル施設の発電能力は年間1,000メガワットと言われています。そして、メガソーラーに必要な面積が大体2ヘクタールなので、計算式で求めた電力量にメガソーラーの発電能力1,000メガワットで割ります。そこに必要面積である2ヘクタールを掛けると、総エネルギー34.1億メガワットアワー割るメガソーラー発電能力1,000メガワットアワー掛ける面積2ヘクタールとなり、682万ヘクタールになります。これが、日本のエネルギー需要を太陽光発電に置き換える場合の必要面積です。国土面積は3,780万ヘクタールに対して、約18%になります。ここまでは恐らく御理解いただいていると思うのですが、計算式3に移ります。

では、笠間市の場合はどうかということ、計算式2で出した面積を総人口1億2,570万人で割ります。それに、笠間の人口7万3,137人を掛けると、計算式3ですが3,970ヘクタールとなり、これが笠間市民のエネルギー需要を太陽光発電で賄う場合の必要面積と試算できます。笠間市の総面積は2万4,000ヘクタールなので約16.5%、農水省によると笠間市の畑の面積3,390ヘクタール、田んぼの面積2,830ヘクタールなので、それらよりも大きいということになります。

ただ、これで終わりではなくて、もう少し計算を続けたいと思います。前回、チャイナ製太陽光パネルをカリフォルニアで使う場合、アメリカブレークスルー研究所の試算によると、CO₂回収に10年ぐらいかかると言いました。なぜかということ、製造時に大量のCO₂を発生するからです。では、日本で使う場合、CO₂回収にかかる年数はどれぐらいかということ、キャノングローバル研究所の杉山大志さんが試算してくれています。杉山さんはIPCCのメンバーも務めている方ですが、日本でチャイナ製パネルを使う場合、メガソーラーで10.1年と算出しており、アメリカと特に変わりはないようです。そして、実際にパネルを使う年数を法定耐用年数である17年とすると、CO₂削減の有効性は17分の7ということになり、41%なので2.4倍パネルが必要になります。

さらに、太陽光発電の場合、夜間は発電できないため、蓄電池とその設置場所が必要になります。蓄電池の必要面積も杉山氏が出してくれていますが、パネル用地の21%程度になるようです。それを踏まえて計算すると、計算式4になりますが、製造時に発生するCO₂と蓄電池の分を加算すると、1万366ヘクタールが計算式3で出したものより高い必要面積ということになります。これは、笠間市の総面積の43%ぐらいですが、市内の田・畑・宅地を合わせた面積より大きいです。田畑と家の建っているところを全てパネルに置き換えて状況をイメージすれば、かなりの面積を使うことが分かります。

本当にゼロカーボンを目指すなら公共施設の屋根だけでは全然足りないのですが、ほかの設置場所など2050年までに目標に向けて、どのような計画をお考えなのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 議員に確認させていただきたいと思います。

当初の最初出された資料の中で、日本の国土面積に対して必要な太陽光パネルの面積の割合が1.何%で出されていますか。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 国土面積に対する必要面積でしょうか。それは、国土面積の3,780万ヘクタールに対して18%です。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 非常に難しい計算をされたんだなというふうに思っています。

私、ちょっとすみません、その辺についての知見が明確にございません。また、資料も今手元になくて申し訳ございませんが、私、経済産業省の資料か何かでちょっと見た記憶があつて、これまた間違っていると大変な御迷惑をおかけする、国土面積に対しての太陽光パネルの必要面積の試算を単純に機械的なものとして計算された場合、約2.2%と書かれている資料が、すみません、どこかにちょっと今回の勉強している中で見た記憶がございます。

また、あと製造過程を含めたパネルの回収周期という部分の中で、先ほど十何年とかというチャイナ製のものという部分のお話があつたと思います。これについては、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOでしたか、が公表した太陽光発電システムのエネルギーペイバックタイム、いわゆる回収タイムの、住宅用の単結晶Siと呼ばれる製品で約3年とされております。多結晶のSiやCIS系などの製品もありますが、そのぐらいのエネルギーペイバックタイムはさらに短いものというふうに資料として出されているところを確認してございます。

また先ほど、笠間市内多くの面積が、太陽光パネルが必要ではないかというような部分もでございます。こちらについては、REPOSという部分の試算の中で、森林などを除いた部分の中で、笠間市については必要な再生可能エネルギー、太陽光発電のポテンシャル、可能性を秘めているという部分については調査結果を確認しておりますが、ただ、それらについては、実際に田畑全部を潰すのかとか非常に多くの面積を潰すのかとそういった部分については、我々進めていく中では、冒頭というか、公共施設の屋根や民間の屋根やそういったものを中心として進めていくものであるというふうに考えています。

耕作している耕地、耕作できないような状態にするとか、森林を伐採してそこに再生可能エネルギーをつくるとか、そういったことを行政として積極的に進めてまいるという考え方は、私どものほうとしては現在持ってございません。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。ありがとうございます。その回収周期についておりますけれども、諸説ありますが、そういった少ない年数で回収できますよと出している数字に関して、リサイクルする場合という、そういうのが前提になっているものが多く、私の見た限りでは散見するんですよね。後で、その部長のお持ちのデータを見て、私のこちらの計算式を後で持っていきますので、ぜひ検証していただきたいと思います。

今のお答えで、部長のお持ちのデータで基づくと、数字でいうと、どれぐらいの面積を算出するのかと私は聞きたかったのですけれども、答えれば算出していませんよということなんです。技術発展が前提で、まだ算出はまだですと、そういう答弁いただきましたが、もう過去30年、地球温暖化が騒がれてから過去30年たっておりますが、今のところその2倍とか3倍とかいった発電効率の技術革新は起こっていないので、今後もそんなに期待していいものかとちょっと思うのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 今、議員おっしゃられたのは、エネルギー効率が何倍とかというふうには発展していないというお話だと思います。

私が先ほど答弁した部分については、技術革新によってこれまで設置できなかったような場所にも設置できるようになるであろうとかいう部分のことが、一番大前提なものでございます。もちろん、技術革新によって発電効率がこれから高まる、効率化されるということも私どもは期待しているところでございます。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 何かよく分かりませんというように捉えられるのですけれども、何か新しい情報が入ったら、今度また改めて話を聞かせていただきたいと思います。

では、小項目④に移りたいと思います。配付資料6に示しましたが、笠間市役所の令和3年度の報告によると、令和3年度は基準年である平成28年に対し、3.848トンのCO₂を削減できたとあります。

このようにCO₂が減りましたという報告はあるのですが、その結果、どのくらい地球の気温上昇を防止できているのか、計算できておりますでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 笠間市の行動によって地球温暖化防止何度引き下げられたかというような御質問でよろしかったでしょうか。

そのようなことについては計算してございません。申し訳ございません。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。恐らく計算されておられないんだろうなと思ひまして、これも私が実際どれぐらい気温が下がっているのか、試算してみました。計算式は、配付資料5に示してあります。

まず、計算式①なのですけれども、日本のCO₂排出量は、年間10億トンです。これによる気温上昇は、計算により求めることができます。IPCCの2013年の報告で、TCRE係数というものを示しております。これを用いると、炭素が1兆トン、すなわちCO₂にして3.67兆トン排出されると、約1.6度の気温上昇が起こるということになります。これにより削減したCO₂から気温低下の効果を削減すると、計算式①のまず、日本の排出量を基に計算してみると、年間10億トンなので、1.6度掛ける10億割る3.67兆イコール0.000436度となり、1年間で約1万分の4度ぐらい日本の全CO₂の排出をゼロにできた場合、気温を下げる計算ができます。

そして、計算式②ですが、資料の計算式②です。参考までに、日本の再エネ導入事業の実績を示したものです。10億トンのCO₂排出量のうち、発電によるものが約40%です。再エネ導入によりその一部を削減することができますが、太陽光発電が大量導入されたのを過去10年と仮定して、その割合は約5%です。つまり、計算式としては、0.000436度掛ける40%掛ける5%掛ける10年で0.000087度、これまでの日本の太陽光発電による気温低下の成果は87マイクロ度と算出することができます。国民から多額のお金を取って太陽光発電を推進しているのですが、10万分の8.7度地球の温度が下がったということですね。このうち、笠間市の事業成果がどの程度かは知りませんが、こんなことに多額の税金を使う意味が私には分かりません。

本題の笠間市の実績なのですけれども、計算式③になります。先ほど示したように、笠間市役所のCO₂排出量を、基準年である平成28年の3,848トンとして、全ての排出をゼロに達成できた場合、1.6度掛ける3,848割る3.67兆イコール、ゼロの数を数えるの面倒くさいですが、10億分の1.68度の地温上昇を毎年止められることになりますね。

さらに実際の成果、計算式④になりますが、計算式④では最も高い実績を示していた令和3年度は基準年に対し、13トンの削減に成功できています。つまり、計算式としては1.6度掛ける13トン割る3.67兆イコール、これもゼロの数を数えるの面倒くさいのですが、1兆分の5.7度ぐらい地球の温暖化防止に貢献できましたというのが、令和3年度における笠間市の実績です。

こんなのは温度計で測れないと思うのですけれども、これで十分な実績を上げているのでしょうか。どうお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 笠間市の取組によって地球の温暖化の実績が効果があったというふうに認識しているのかなのかと思うのですが、よろしかったでしょうか。

私どもが地球温暖化対策に取り組んでいるのは、笠間市だけという考え方ではなく、この地球という惑星の中に今、生を同一に受けた全てのもの、もしくは将来にわたる世代に対して、現状のまま何も対策を取らないと将来にわたって地球の生活環境が影響を与えるのではないかという考え方の下に、我々笠間市、小さな自治体ではありますが、笠間市と

してできることをしていきましょうということの考え方にやっているものでございます。

効果が、もう変な話、10億分のとか数字が見えないような誤差の範囲なのではないかという部分あると思います。これを地球規模で共に行っていただけるようになって、地球温暖化対策として資するようになっていくことを我々考えているところでございます。笠間市だけの取組を行って温暖化対策になるというふうなことから、最初から考えてございません。

以上です。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 効果が確認できていないのに、何で実行するんですかね。つまり、何で公費を投入する理由はあるのですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 温暖化対策に関しましても、環境問題、環境対策に関しましても、対策を講じたからすぐに結果が表面化、表になるようなものではないというふうに考えてございます。また、私ども笠間市役所だけが取り組んでいることで効果が現れるというふうにも、これもまたなかなか難しい部分があるのではないかと。

笠間市役所ができることからこつこつと進んでやっているということ、市民の方にも理解していただくとか、そういった部分の中から環境意識への啓発だとか、そういったことも含めて将来的な環境対策、環境問題への対応というふうにつながっていくものと考えてございます。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 考えているだけで、私は効果がないと思うんですよね。恐らく、これも私の予想なんですけれども、市民の声を代弁すると、恐らく意味ないじゃんと思うんですよ。私は先ほども申しましたけれども、日本全体の10億トン、総量、CO₂を排出できたところで、これも温度計で測れないような、そんな気温低下効果しかないわけなんです。

それに多額のお金を使う理由が、私はないと思うんです。それに対してどう思いますか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 効果が明確に見えないというふうに議員が考えられているものに対して、多額の税金を使うことはいかがかという御質問だと思いますが、私どもにつきましては、今取っている対策というものが効果が現れてきて、地球温暖化対策、環境問題に資する事業として、我々は今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 何か全然答えになってないのですけれども、費用対効果を聞いていますけれども、そう思うでは答えになっていないんですよ。ここで話していても時

間がもっていないので、また後で聞きます。次はちゃんと数字で示してください。

小項目⑤にまいります。笠間市はプラスチックごみゼロ宣言をしており、その内容は市のホームページでも確認できます。

プラスチックごみゼロ宣言の目的と、宣言に関連する事業の受益者は誰なのでしょう。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） プラスチックごみゼロ宣言の目的と関連事業の受益者は誰ですかとの御質問でございます。

プラスチックごみゼロ宣言を表明した目的は、本市が目指します将来の望ましい環境像、豊かな自然との共生、水と緑の里かさまの実現に向けて、かけがえのない財産を守り、未来の子どもたちに豊かな自然を残すためでございます。

宣言の背景としましては、2018年にカナダで開催されましたG7シャルボワ・サミットにおける海洋プラスチック憲章、2019年に開催されたG20大阪サミットにおける大阪ブルー・オーシャン・ビジョン、さらに、プラスチック資源循環戦略の閣議決定など、プラスチック問題解決に向けた世界的な機運が高まる中、本市においても小さな取組でもできることから積極的に行動していく必要があるとの考えの下、2020年7月にプラスチックごみゼロ宣言を表明したところでございます。宣言後は、市役所におけるワンウェイプラスチックの削減、指定ごみ袋へのバイオマスプラスチック導入、収集したペットボトルの水平リサイクルと様々な施策を推進してまいりました。

御質問にございます受益者につきましては、先に申し上げましたとおり、プラスチック問題は世界的な課題であることから、将来世代や地球上の全ての生命が受益者に当たるといふふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。ありがとうございます。

では、小項目⑥に移ります。プラごみゼロ宣言内で、具体的な取組としていわゆる4Rの推進を挙げています。このうち、リフューズとリデュースはプラスチックの海への流入を避けるためにごみ自体を減らす、つまり、海洋プラスチック問題への対策だと思えます。ごみの発生元を元から断つという考え方はよいことだと思ひ、この点に関しては異論ございません。

一方で、リユースやリサイクルのほう、プラごみを燃やすのではなく再資源化することで、大気中にCO₂を出さないということが目的だと思います。こういった脱炭素に係るプラごみゼロの具体的な笠間市の取組として、ペットボトルの水平リサイクルやプラスチックのスプーンを紙スプーンにするとか、紙のクリアファイルを作る、お茶を紙容器のものや缶のものにするなど、そういった取組を行っております。

ただ、CO₂削減という観点から見ると、紙も燃やせばCO₂が発生するし、ペットボトルをリサイクルする際、洗浄してブローを使って乾かして、溶かしてペレットにする

ため、加熱します。つまり、石油から新たに作るよりもエネルギーを使うという説もありますが、このリサイクルや脱プラスチックをめぐるのは、何が最善か諸説であります。

そのため、笠間市がこういった取組、プラスチックごみゼロを目指してCO₂を削減できるという、そのような根拠は何に基づいて行っているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） プラスチックごみをゼロにする取組でCO₂を削減できるという根拠は何ですかとの御質問でございますが、資源エネルギー庁の公表資料によりますと、プラスチックの製造過程では、石油などの化石燃料を加工する際にCO₂が排出され、また使用した後のプラスチックを焼却処理する過程においても、製造過程と同様に地球に埋蔵されていた原油に含まれるCO₂が大気中に放出されることで、地球温暖化を引き起こす原因とされております。これらの根拠に基づきまして、プラスチックごみを削減することでCO₂排出量を削減できるものと考えております。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） いや、それは分かるんですけども、紙を使ってもやはりCO₂は発生するのですが、比較した場合、こっちのほうがCO₂削減につながるという、そういうことはどういうお考えに基づいて行っているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 紙の場合にもCO₂が発生するではないかとの御質問だと思います。

何でしょう、パーセンテージや率や数字等については、ごめんなさい、申し訳ございません、この場で申し上げませんが、紙、パルプ、木を原料にされているものだと思います。有機物というか、木は自然界にあるうちにCO₂を吸収するものでございます。CO₂を吸収し蓄えているものが、紙が焼却されるときに排出されるということですから、二酸化炭素が排出されますが、過剰に排出されるというものではございません。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） それは数字で示せますか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 申し訳ございません。御用意ができてございません。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、小項目⑦に移ります。この話を聞く理由なのですが、このゼロカーボンシティ宣言とプラスチックごみゼロ宣言、二つの宣言は予算の使い方に大きく係ってくるからです。

現在、笠間市はごみ処理施設の老朽化に伴って建て替え工事を計画しておりますが、ゆ

かいふれあいセンターがある焼却施設、具体的な場所としては長兎路と仁古田の入会地ですが、合併以後、最大の予算を組んだ事業だということで、調査特別委員会も設置されて全議員が委員になっております。つまり、私も委員の1人なので詳しいことは特別委員会で聞きますが、ここでは本題に関連することだけを簡単に伺いたいです。

配付資料7の新旧比較図を作成してみました。

ただ建て替えるだけではなく、最大の違いは、このバイオ発電施設を造ろうという案が出ているということだと思います。今までは焼却していた生ごみを発酵し、ガス化することでバイオマス発電をしようということだと思います。バイオ施設を造るに当たって執行部説明によるメリットは、焼却施設の小規模化、つまりここですね、これが小さくなりますよということです。あと、可能性が有りますという説明を受けております。

それと、国からもらう補助金の額が、補助率が増える、あるいは生ごみが水分を含んでいて、燃やすのに燃費がかさむので、それが節約できます。さらに発電をするので燃やすものが少なくなり、発電もするので電気代も浮きますよということです。そして、生ごみがガスになる分、燃やすものも少なくなることでCO₂削減効果がありますということで、簡単にいうと面積・お金・CO₂削減という三つのメリットがあると伺っております。

しかし個人的になのですが、このバイオ施設の建設費用やランニングコストを考えた場合、金銭的にかえってつくのではないかと予想しています。そして、焼却施設そのものは縮小するかもしれませんが、バイオ施設と合わせれば規模は大きくなるのではと予想しております。まだ検討段階なので断言はできないのですが、仮に予想どおりであれば、残る建設理由はCO₂削減ということになりますが、小項目⑦の間です。

バイオガス発電施設を造るに当たり、CO₂排出量を削減できるという具体的根拠を確認しておりますでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） バイオマス発電施設を造るに当たり、CO₂排出量削減できるという具体的な根拠を確認しているかとの御質問でございますが、バイオガス発電施設については、現在、清掃施設整備計画の中で検討中でございますので、それを前提に答弁させていただきたいと思っております。

環境省のメタンガス化施設整備マニュアルにおいて、1日の処理能力が60トンのごみ焼却施設での事例では、可燃ごみ全量を焼却処理施設で処理する場合とバイオガス発電施設と焼却処理施設で併用処理する場合の比較では、年間で237.3トンのCO₂排出量の削減が見込まれるとされております。また、同省環境省が出します廃棄物系バイオマス利活用導入マニュアルにおいて、生ごみや紙類、草木類を発酵処理したメタンガスを燃料とするバイオガス発電施設の導入により焼却量を減らすことやメタンガスを電気エネルギーに転換することにより、CO₂排出量を抑制できると示されております。

以上です。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。大体分かりました。ただ、今のお答えだと、建設時のCO₂の発生を考えておりません。あるいは、施設の維持コストというものもまたちょっと不明確であるし、あと廃棄の部分、用途が終わってからまた建て替えるときの撤去費用なども考慮していないので、総じて考えた場合、あまり根拠にならないと思うんです。ただ、詳しくは、これは調査特別委員会で聞こうと思います。

今ここで指摘したいのは、効果がまだ明確ではないのに、このバイオ施設を建てる前提で話を進めているということですね。笠間市は、この案件に限らずに、電気自動車をリースするなど、効果を説明できないのに次々と新しい脱炭素事業を進めております。費用対効果を説明できないのに、何で話を進めているんですかと担当課に何度も伺ってきました。その都度、笠間市はゼロカーボンシティ宣言をしていますからとか、宣言によって方針が決まっているから、必ずそういう説明がされます。やると決めたからやると、それ以上の答えは出ないんですね。私にはちょっと意味が分からないんです。

ここで、ちょっと一旦情報を整理します。笠間市は、本当は気候変動や地球温暖化問題が起こっていないという私の言説に対して、いま一つ有効な反応ができておりません。笠間市の脱炭素への取組はどれだけCO₂削減効果が見込めるのか、どれだけ地球温暖化防止に効果があるのか、計画性がないままに進めているように思う。笠間市が脱炭素事業によって地球温暖化防止に貢献できているとしても、年間1兆分の何度かという気温が上がった下がったという次元の話である。笠間市は、紙製クリアファイルからバイオマス発電施設まで、大小を問わずに費用対効果を説明できない脱炭素事業に公費を投入しており、それでも続けようとしています。

効果の説明できない脱炭素事業を実行するに当たり、その正当性をゼロカーボンシティ宣言やプラごみゼロ宣言、二つの宣言に存在を求めているという説明をします。そして、笠間市はゼロカーボンシティ宣言とプラごみゼロ、二つの宣言に関連する事業が市民のためになるという理由を説明できていません。宣言の存在自体が市民のためになっている理由が全く見当たらないのですが、これらを踏まえて小項目⑧に移ります。

⑧の問いですが、ゼロカーボンシティ宣言とプラスチックごみゼロ宣言、二つの宣言の存在が、市民のためになるという明確な理由を説明できないのであれば、宣言内容と関連事業の継続を見直すべきだと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） ゼロカーボンシティとプラスチックごみゼロ、二つの宣言の存在が市民のためになる理由は何か、説明できないのであれば宣言と関連事業の継続を見直すべきだというふうに思いますが、どのように考えるのかとの御質問でございます。

私どもそれぞれの宣言につきましては、環境負荷ゼロへの挑戦として、第2次笠間市環境基本計画の望ましい環境像、豊かな自然との共生、水と緑の里かさまの実現に向け、本

市のかげがえのない財産を守り、将来の子どもたちに豊かな自然を残すための取組として、温暖化対策に資する取組を継続的に実施していく決意のあかしとして宣言したものでございます。市民を含めた将来世代や地球上の全ての生命のためになるものと考えておるところでございます。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 結局、同じことしかお答えいただけないのですけれども、この二つの宣言の存在の前提というのは、地球温暖化問題が起こっていることということだと思っております。

それに関しては異論はないと思うのですけれども、その温暖化防止を防げない、防げるという論理的根拠を求めているのですけれども、答弁いただけますでしょうか。それが説明できないと、市民のためになるという説明にはなっていないと思います。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 今の議員の御質問は、温暖化が起きている起こっていないものも含めて、論理的な説明ができなければというようなお話でよろしいでしょうか。

I P C Cの第6次の統合報告書が、本年3月に公表されたということは冒頭でお話ししたかと思えます。その統合報告書という部分については、200人以上の専門家の方が1万4,000を超える文献、書籍の中を用いて作成されているというふうに確認しています。

その報告書の素案については、約3回のレビュー、作成途中の文書をみんなに共有した中で、様々な意見をいただいた中で、それをまとめられたというふうに考えてございます。そういった多くの科学者、専門家の方々が作成している文書をI P C Cの報告書として、現在、地球温暖化として起きているという事実を、我々はきちんと、何ていうのでしょうか、確認しており、それに基づく温暖化対策という部分も、我が国においては地球温暖化対策推進法として定められ、その中に市町村、自治体、地方自治体の役割として、国の施策に基づく様々な対応を施策をすることというふうに地方自治体の役目が定められております。

我が国においては、憲法や法律の下にそれをルールとして、我々生きている、業務を進めているというふうに考えてございます。法治国家でございます日本国において、法律に基づいて、我々は地方自治体の役目、役割をしっかりと今後とも果たしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 全然答えになっていないのですけれども、ちょっと市長に伺いたいのですけれども、今の部長の答弁だと、誰が言っているかということをお説明いただいているのですけれども、その具体的な内容、これによって市民のためになると、つまり地球環境のためになるというその論文内容など、それを説明していただけますでしょうか。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 多分、酒井議員の持論と我々行政の進めていること、いろいろな意見のかみ合わないところがあるのではないかなと思います。私は市長という立場で、温暖化対策を進めるという、そういう決意で両宣言をさせてもらいました。温暖化が進んでいるということは、酒井さんも多分認めているということだと思います。

温暖化に対する対応としては、一番はやはりCO₂の削減をどうしていくのか。そのために、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を図っていくと、それを国際的なIPCCの枠組みで取決めをして、そして日本も国会で、以前も申し上げましたが、法律等を制定して、我々も地方自治体として、その効果の問題をとらわれますが、取り組んでいくということで今、取組を行っているところであります。

建物を造ったり道路を造るのと違うので、費用対効果を見無視しているわけでは決してありませんよ。ただ、費用対効果がすぐ現れるものと現れないものもございまして、数字的に科学的に現わすことが可能なものとそうでないものも私はあるんじゃないかなと思っています。数字的なものというのは、Aという学者が発表すれば、Bという学者は必ず反論して、その議論というか論争というのは発展的に継続的に続いていって、結果的にはその中から新しいものに結びついていくのではないかなと思っています。

この環境負荷ゼロへの挑戦、プラスチックごみゼロ宣言、この二つの宣言については、そういう世界的な流れ、日本の社会的な背景の中で、私どもとしては温暖化対策の一環として宣言をさせていただいたものでございます。

先ほど来お話がありますように、プラスチックごみが一つの温暖化の原因になっているということは紛れもない事実でございますし、また、ゼロカーボンシティ、排出と吸収をゼロにするという2050年の目標に向かって、まだまだある意味、施策的に足りない部分もあるかと思っておりますので、その辺に重点を置いて進めていきたいなというふうに思っております。

それと、再生可能エネルギー、太陽光が今、日本では最大の再生可能エネルギーとして使われておりますが、ほかにも、笠間市にはなかなか適地はありませんが、風力発電、さらには水力発電、さらにはそれらの技術革新によっての水素の新たなエネルギーとしての研究なども進められておりますし、太陽光もパネルのみではなくて、壁に塗るとか、弾力性のあるもので壁に貼っていくとか、そういうものももう実証実験としてスタートしておりますので、パネルの利用というのも多角的に考えていくことができるのではないかなと思っています。

それと先ほど来、市内への影響ということもおっしゃっていましたが、我々が生を受けてから、この65年に私の場合はなりますが、この温暖化に起因をして、笠間市の気温というのは、水戸気象台の発表によりますと、大分変化をしてきております。ここ10年ぐらいは38度ぐらいが最高気温でありまして、これは過去にはなかったことでもありますし、そ

のことによって、農産物の北限・南限の変化だとか、さらには熱中症が増えているとか、冷房の使用が増えているとか、いろいろな影響が出てきているというのは身近な一つの例として、そういう事例があるのではないかなと思います。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 結局誰が言っているのかではなくて、何て言っているのかという問いの答えにはなっていないんですね。それに今、市長がおっしゃった身近な例も、何でそれがCO₂と結びつくのかという回答にはなっていないんです。

私としましては、そういった答弁で公費を投入するというのは、むしろこれ違法性があるのではないかなと思っていますが、合法か違法、そういう効果の説明できないことに対して、公費を投入して事業を続けることは合法なのか違法なのかとか、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 全く違法だとは思っておりません。酒井さんの考えには合うか合わないかは分かりません。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。今日は時間がないのでこの辺でやめますけれども、また次も続き聞きたいと思います。全然、だから私が繰り返し聞いているのは、誰が言っているのかではなくて、具体的な学者とか、その論文はどう書いてあるのかを求めているんですね。つまり、市が取り組むその事業の効果を求めているのですけれども、その費用対効果です。それを説明いただきたいと思います。

今日は、私の一般質問はこの辺で終わりたいと思います。次回以降も伺いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 酒井さんの持論と我々の考えが合うものと合わないものはあります。それを答えになっていないという言われ方は、甚だ我々にとっては不愉快な質問であります。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 終わりますと言いながら、ちょっと時間が数十秒あるのでちょっと伺いたいと思いますが、多少は何かそういう印象を与えてしまうかもしれないのですけれども、私は論理的根拠を求めているわけなんです。それで答えられませんが、それで済むのだったら、あらゆる事業がその理由で進められると思うと思ひまして、私は聞いております。なるべくそういった論理的根拠で答えていただきたいと私はお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 質問通告していただいて、論理的に、多分納得しないでしょうけ

れども、答えるようにさせていただきます。

○議長（大関久義君） 2番酒井正輝君の質問を終わります。

ここで14時10分まで休憩いたします。

午後2時01分休憩

午後2時10分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、1番長谷川愛子君の発言を許可いたします。

長谷川愛子君。

〔1番 長谷川愛子君登壇〕

○1番（長谷川愛子君） 1番、政研会の長谷川愛子です。議長の許可を得て、一問一答方式にて一般質問を行います。

内容は、大項目1、笠間市における農業の担い手について、2、オーガニック給食に向けた農業について、3、鳥獣被害防止対策について、三つの大項目の質問をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

それでは初めに、大項目1、笠間市における農業の担い手についてお伺いをいたします。小項目①本市における、令和5年度の農業担い手の現状をお伺いいたします。

まず、確認として、笠間市における農業の担い手とは、農業経営基盤強化促進法に基づいて農業経営改善計画の提出を笠間市に済ませ、認定を受けた個人の農業経営者または農業生産法人のことで間違いありませんか。その上で、令和5年度までに認定を受けた認定農業者と新規認定農業者の数をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 1番長谷川議員の質問にお答えいたします。

本市における令和5年度の農業担い手の現状についてでございますが、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者自らが経営の改善を進めようとする計画を市が認定した認定農業者は、令和5年9月1日現在で、個人、共同、法人を含めて169経営体、新たに農業を始める45歳未満の方が作成する青年等就農計画を市が認定した認定新規就農者は、個人、共同13経営体となっております。

○議長（大関久義君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ありがとうございます。

そうしますと、認定農業者のほうに169経営体、新規認定農業者のほうに13経営体ということでお伺いしましたので、総数が182経営体になるかと思いますが、この数字は農業経営の笠間市内の傾向としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 農業経営の傾向についてという御質問にお答えいたしま

す。

経営類型として一番多いのが、認定農業者では稲作、全体の約半分50%、84経営体となっており、2番目に多い畑作が30%、56経営体となっております。

認定新規就農者のほうでは、一番多いのが畑作で全体の半分以上を越える約70%、8経営体となりますね。2番目に多いのが稲作で約30%、4経営体となっており、認定新規就農者の稲作の方は、親元就農の方が多い傾向にあると考えております。

認定農業者と認定新規就農者を合算すると、稲作が48%、畑作が36%、畜産が16%と、稲作が一番多い傾向にあると言えます。その数につきましては、過去から見てもほぼ横ばいの数字で推移しているというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ありがとうございます。横ばいということは、私はもっとマイナスになっているのかなということも想定していましたので、そういった意味ではとてもいい話を聞いたかなと思っております。今後も担い手のほうを増やすことによって、横ばいからプラスのほうに進行していきますように、どうぞよろしく願いいたします。

また、続きまして、第1回笠間市議会定例会におきまして認定農業者等への支援について、経営基盤強化のために必要とする農業機械等の整備、持続可能な農業経営に対して支援を行うということをお話を頂戴しておりましたが、こちらのほうは現段階でどのように施行されたのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 認定農業者への支援はどのように行っているのかという質問かと思えます。

認定農業者の皆様に対しては、市としては、農業機械・農業施設等の導入支援を行っており、国や県の農業経営基盤強化のための支援事業に取り組む事業者に対しては、事業の活用に向けた支援を行っております。これ農業関係の支援というのは、ソフト、ハード様々な支援がございますので、各経営体に合った支援というのを農政課のほうで考えて、関係各所と協力しながら支援を進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） どうもありがとうございます。部長の答弁でも先ほどありましたように、やはりたくさん補助金があるということは、市民の皆さんもちろん知ってはいらっしゃると思いますが、いろいろなタイプがあると思いますので、引き続き農政課の皆様でサポートしていただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、小項目②をお伺いいたします。過去5年間の新規就農者について、お伺いをさせていただきます。過去5年間で総数何名になりますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 過去5年間の新規就農者についてでございますが、市が

把握している新規就農者数は、市が認定した数となっており、認定新規就農者以外にも含めた本市の新規就農者の数は、茨城県の笠間地域農業改良普及センターが取りまとめを行っております。

普及センターへ申出、情報提供があり、把握できた数となりますが、平成29年度から令和3年度の5年間における新規就農者は、平成29年度が16名、平成30年度が15名、令和元年度が13名、令和2年度が16名、令和3年度が17名となっております。総数としては77名、年間の新規就農者数としては、平均すると約15名前後で推移しているというところでございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ありがとうございます。

ここでちょっと確認なのですが、部長の答弁で、新規就農者数の5年間ということとで細かく内訳のほうを教えてくださいまして、新規就農者数とは、この中で3者あると私のほうは認識しておりまして、新規自営農業就農者、独立就農の人と、雇用就農の方、そして新規参入の方という形で3者あると思いますが、こちらのほうも5年間という枠の中で、何名ずつというのは笠間市のほうは把握していますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市のほうでは、市が認定する認定新規就農者のみの把握をしておりますので、この三つおのおののところは把握してない現状でございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ありがとうございます。

今、私がなぜこのことをちょっと質問させていただいたかといいますと、事実、ホームページの数字の表記につきましても、今と同じような形で、総合の形で新規就農者数のほうが掲載をさせていただいているのですけれども、こちらは実情のほう的に、私のほうでちょっと調べましたら、農林水産省が令和4年度に公開した49歳以下、青年等就農世代、新規就農者数の就農形態別推移を確認いたしました。9年前、平成26年は、全体の3分の2が独立新規就農者、皆様が一般的にお話で聞いたときに、新規就農といえば独立だなという認識が3分の2でした。そして、残りの3分の1が雇用就農という形だったので、この段階だったら、先ほど言ったような形の数字の提示というのが、イメージがまだ的確かなと思うのですけれども、9年後の今はそれが逆転してしまっていて、独立就農のほうが3分の1、そして雇用就農のほうが3分の2という形になってきますので、事実もし77名の中に3分の2が多くいて、プラスアルファここから笠間市内の方ではないという形で、雇用で違う地域からとなってくると、また数字に対する認知の仕方が変わってくると思いますので、私としましては、今後は新規自営農業者数、第三者継承者も含むプラス雇用新規就農者数、そして新規参入という形をトータルとして、笠間市内では新規就農者数と公開することが、これから農業の担い手を増やすときに実情がより分かりやすくなると

感じているのですけれども、どのようにお考えですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 議員おっしゃるとおり、平成26年当時とは農業の経営体の大きさについては変化が生じてきていると考えております。法人化や組合化等により一つの農業形態の規模が拡大している中で、私どもといたしましても雇用新規就農者という方々が今後増えていくということで考えております。

ただし、市独自の調査を今現在行っていないところなので、県の統計上の数値とかでそういうものが算出できるようなことになれば、我々としても積極的にそのような周知、広報をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） どうもありがとうございます。実際、農政課の職員の皆様とお話しさせていただいても、皆様安定して新規で就農したいという方とか相談がとても多いということとはとてもよく聞いておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

それでは続きまして、新規就農者において、国、市独自の補助制度のほうがあると思えますが、主に活用されているのはどういったものがございますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 新規就農者がお使いになる制度でございますが、新規就農者への支援制度といたしましては、国では就農前の研修段階を支援する就農準備資金、こちら年間150万円の最長2年間、これと就農直後の経営確立を支援する経営開始資金、年間150万円の最長3年間の計5年間の支援がございます。

次に、市の制度といたしまして、果樹の生産技術を学ぶ研修所や研修の受入先などを支援する樹園地継承支援事業、そのほか認定新規就農者に対する農業機械・農業用施設導入支援事業がございます。この事業は市単独で行ったものであり、認定期間の5年間のうち上限300万円まで、農業機械やパイプハウスなどの農業施設の導入に活用できる制度となっております。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ありがとうございます。国のほうのお話よりも、私がちょっとここで議題にさせていただきたいのは、市のほうの機械補助の300万円補助があるということなのですけれども、こちらとても新規就農の人で資金繰りが大変だということはもちろんお話のほうをよく頂戴いたしておりまして、とてもいい制度だなと感じております。

またこれに併せて、今回、令和5年度、第1回笠間市議会定例会におきまして、新規就農者及び担い手農家への支援、新規就農育成総合対策として、令和5年度新たな取組として、中古農機具を取り扱う事業者と連携した支援を行いますということを公言してあったのですけれども、こちらのほうの進捗具合のほうはどのようになっていますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 中古の農機具の支援ということでございますが、現在市内の農機具店等で中古として扱えるもの等につきましてはパンフレットを作成して、就農支援のときに資料としてお出ししております。このほか、全国で買取り再販を行っている中古農機具の事業者、中古のみを取り扱う、自動車でいうと中古車屋みたいなところと接触をしているところなのですが、そちらの中では、やはり買取り再販なのでメンテナンス等のアフターフォローがなかなか難しいという課題も見えてきておりますので、その辺、様々な事業体の方とお話をしていきながら、農機具どうしても修理やメンテナンスというのは必然的に必要となるものですので、その辺のサービスをきちんとやっていただける業者と連携しながら、積極的に中古農機具等の流通に関しても支援していきたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ありがとうございます。まず、パンフレットの資料については、すぐにできることをすぐに行動していただいているなということがとても実感できますので、とてもありがたいと思います。

そして、やはり部長のおっしゃるように、買取りになると、新規就農の人のお話し合いのときに、御本人の意見から今と同じ御意見を事実いただいておりますが、しかし世の中のことを考えると、インターネットの状況とかを考えると様々な問題が出てくるというのも確かに致し方ないと思いますので、今後、何かサポートできる形をこれからも考えていただいて遂行していただければよろしいかと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、小項目③今後の対策と課題について、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今後の対策と課題についてでございますが、本市では先ほど御答弁いたしました新規就農者への支援に加え、認定農業者に対しましても農業機械や農業施設の導入支援を行っており、国や県の支援事業に取り組む事業者に対しては、事業の活用に向けた支援を行っているところでございます。

笠間市の農業を守っていくために新規就農者を確保し、農業で生活が成り立つような育成を行い、定着させていくことが課題と考えております。今後におきましても、茨城県の新規就農相談センターや農業改良普及センターなど関係機関と連携した就農相談や、生産技術の指導等の支援体制が既に構築されておりますので、これを継続して既にある制度を活用しながら農業の担い手の育成に力を入れてまいりたいと考えております。

さらに、6次産業化や輸出など、より収益性の高い事業を展開する農業者、いわゆる高付加価値を狙った農業者の方々、こちらに関しては、もうかる農業の実践に向けた経営の発展段階に応じたサポートを行い、笠間の農業の未来を担っていただく農業者となっただくよう支援してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ありがとうございます。私もこちら今回一般質問をさせていただくに当たりまして、いろいろなものをちょっと参考としてお勉強させていただいたのですけれども、事実、部長の答弁のように受入れ態勢が様々な角度から充実していると感じました。また、担い手確保がさらなる持続可能な農業への一歩であると思いますので、今後ともお願いしたいと思います。

それでは続きまして、大項目2へと移らせていただきます。オーガニック給食に向けた農業について、お伺いいたします。

現在、笠間市では北川根小学校をモデル校としてオーガニック給食が提供されていますが、全校オーガニック給食提供に向けての農業生産についてお伺いをさせていただきます。

小項目①有機農法（オーガニック）についての定義と、国の方向性をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 私のほうからは、市全体のオーガニック農業の方向性ということでお答えさせていただきます。

オーガニック有機農業の定義と国の方向性につきましては、まずオーガニックとは有機農業と同義の語句としてお答えいたします。農林水産省の公式ホームページに三つの条件が掲載されておりまして、1、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、2、遺伝子組換え技術を利用しないこと、3、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減すること、これらの農業生産の方法に用いられる農業が有機農業の定義でございます。

また、国の方向性でございますが、令和4年7月1日に施行されましたみどりの食料システム戦略において、2050年までに有機農業の耕地面積を100万ヘクタールと目標設定をし、これは全耕地面積に占める有機農業の割合を25%まで拡大するものとされております。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ありがとうございます。

それでは続いて、小項目②笠間市のオーガニック給食に向けての農業生産の現状をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 笠間市のオーガニック農業の有機農業の現状でございますが、市内に圃場を有する有機JASを取得している農業者は5件ございます。経営面積はおよそ8.28ヘクタールであると把握してございます。このうち、水稻を生産する有機農業者は2件あり、経営面積は0.53ヘクタールで、コマツナやホウレンソウなど葉物野菜を生産する有機農業者が3件あり、経営面積は7.75ヘクタールということになってございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ありがとうございます。

続いて、小項目③へと進ませていただきます。先ほどお話にも出ましたが、有機JASの承認について、お伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 有機野菜の認証についてでございます。

農畜産物や加工品に有機またはオーガニックの表示をする場合には、農林水産省が認めた登録認証機関による認証が求められております。認証を得るための要件は、書類審査及び実地検査により生産圃場が有機の生産基準である有機JASを満たしていることと、有機JASに即した生産ができるよう生産の管理が行われていること、生産管理の記録の作成が適切に行われていることなどです。

有機農産物の生産方法の基準は、堆肥による土づくりから始まり、種まきや種つけの2年以上及び栽培中は原則として化学肥料及び農薬を使用しないということが必要になります。多年性作物の場合は、収穫前3年以上の化学肥料及び農薬をしないことが必要です。加えて、遺伝子組替え種苗を使用しないことが原則となります。

そのほか、認証を受けた後も有機JASに基づいて生産を行っていることの確認が必要であり、国の登録認証機関による調査が最低年1回以上行われるところでございます。

なお、申請更新につきましては毎年必要になっておりまして、聞き取りの情報によりますと、農産物によっても違いますが、最初の登録に約10万円、その後、数万円程度で毎年の認証期間の延長が必要になるというふうに聞いております。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ありがとうございます。ただいまお話をいただきました形で、やはり有機JASの認定のほうをいただくということは、市内で認定、現在取得されている経営は5経営体ということがあって、また、お米と葉物という形で限られているとは思いますが。

このことを考えますと、全校でオーガニック給食というものを実現するのに当たって、私の考えといたしまして、認証を違った形で取得して、何か定義とか規約とかという形を取ることが、たくさんの生産者を生み出すことになるのではないのかなと思ったのですが、どのようにお考えになりますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 先ほど申し上げたとおり、農林水産省、有機とかオーガニックとかという言葉を使うとなると、農林水産省の制度を活用していくほかございません。

したがって、本市独自のオーガニックの認証や規約を制定するということは、現在のところ考えておりません。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） それでは、市の方向として、認証のほうは必ず受けたものをオ

ーガニック給食として提供するということになるかと思うのですけれども、市内の有機栽培の生産者の方からやはり御意見のほういただきまして、もし認証を取るんでしたら、その10万円とか維持費とか、何か笠間市として今後考えていくサポートなどは、今のところで分かる範囲で結構ですので、教えてください。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 現在、市の農政課といたしまして、有機野菜の推進に関することを今後どうするかというところの議論を始めているところでありまして、今後協議会等の立ち上げの中で、どのような支援が積極的に有機に取り組む生産者に対して、どのような支援が必要なのかということを含めて、議論を深めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

そして続きまして、小項目④へと進ませていただきます。現段階で参入希望の生産者のほうは何名ぐらいいらっしゃるのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

また、こちら過去、内桶議員の答弁で、令和5年10月から有機米が4名、そして野菜が5名の農業生産者の方がいらっしゃいますということをお答えいただいておりましたが、現段階で変更などがあったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） まず、学校給食にとらわれず、有機農業全体として私のほうから答弁させていただきます。

現段階で希望している生産者につきましては、新たにオーガニック給食に農畜産物の提供をしている方は、農政課では把握はしておりません。今議会におきまして有機農業推進業務の委託料のほうの予算が承認されましたらば、今後、専門のコンサルタントを入れて、広報などにより広く、10月ぐらいから募集を開始して、講習会に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

そうすると、新たに参入を希望する生産者の把握というのは、やっていけるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ありがとうございます。そうしますと、今の答弁をいただきますと、10月以降ということは説明会も行いますということで年の初めにおっしゃっていましたが、それも含めた上で、これから農政課のほうで取り組んでいただけるということによろしいですか。ありがとうございます。

ではここで、学校給食のほうはどのようになっているのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 1番長谷川議員の御質問にお答えしたいと思います。

学校給食において、現段階の参入希望生産者は、有機米が5名、有機野菜が2団体で10名程度となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） どうもありがとうございます。

また、こちら5名と10名の皆様に御協力をいただいているということですが、こちらの方々以外に、学校給食として説明会など何か開催した経緯はございますか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 現在の段階では個別の協議を進めてございますが、今後、まずは現段階での参入者を集めて説明会を実施する予定で考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） どうもありがとうございます。誰もがスタートなので、もちろん当たり前かと思いますが、お米と葉物というところで限定されてくるので、これから今お話しいただいた形で、生産者の人たちが増えることでもっと品目が変わってくるかなと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

では、小項目⑤今後の予定と課題を改めてお伺いをさせていただきます。

全校オーガニック給食は令和10年度までに行うということで伺っておりますが、目標に向け、どのような計画予定が決まっているのか。農政課のほうでお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 農政課としての今後の予定と課題でございますが、笠間市として幅広く有機農業を推進していくために、茨城県やJAなどの関係機関と連携し、推進協議会の組織立てを行う予定でございます。

推進協議会には有機農業を実践する農業者の方や、これら有機農業に取り組む意向のある方にも加わっていただくことを考えております。その後、推進協議会において笠間市モデルの有機農業実施計画を策定し、5年後を見据えた目標を設定してまいります。有機農業実施計画を策定した後に、市として、オーガニックビレッジ宣言の実現に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。

課題といたしましては、有機農業のこれまでのところ、安定した栽培技術が確定されていないと言われているところでございます。この点につきましては、有識者の知見をお借りしながら、技術研修会や情報発信など生産支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ありがとうございます。オーガニックビレッジ宣言のほうも取

組をしていくという方向性だということでお話のほう頂戴しましたので、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

また、これに併せまして、学校給食のほうでは、今後の課題のほうはどうでしょうか。予定、そして課題などは。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 現在、北川根小学校をモデル校としてオーガニック給食を提供しております。今後につきましては、3年後に1校増やし、4年後には友部地区全校、5年後の令和10年には市全体で有機米のオーガニック給食の提供を目指してまいりたいと、そのように考えてございます。

あと、課題ですね。課題についてでございますが、やはり、まずは安定した生産量を確保すること、これが課題だと思っております。そのためには農家の育成であったり、供給体制をどう構築していくかが重要であると考えてございます。今後、関係機関と連携をして進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） どうもありがとうございます。またこちら今回、私のほうは一般質問をさせていただくときに、オーガニック給食に向けた農業の取組というところに注目を置いて今回は質問をさせていただいたのですけれども、今後におきまして、品目のほうがさらに増えてきたりとかして進んでいくにつれて、必ず納入はこれからどうするんだという問題が様々出てくると思いますので、今後そういったものも聞いていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

また、子どもたちの成長、食を通じた地域との交流、さらには地場産業、農産物の拡大に向け、オーガニック給食は私自身もすばらしいと賛同しております。一方、これまで給食の食材を支えてきた慣行農法で納入している生産者の御理解もいただくのも必要だと思いますが、農政課のほうではどのようにお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 慣行農業についてでございますが、市といたしましては、みどりの食料システム戦略に基づき、有機農業を推進してまいります。

これにつきましては、産業という部門から見て、持続可能な農業を実現するための高付加価値化とSDGsの考え方による環境への配慮を基本といたしまして、有機農業を進めていくというものでございまして、慣行農業について今からどうしようということではございません。こちらの高付加価値を狙った有機農業と安定した生産ができる慣行農業、こちらを両輪の軸として、我々としては市の持続可能な農業の実現を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ありがとうございます。今の御意見のほう伺いまして、安心をしました。もちろん、これまでの笠間市の農政の流れもあるかと思いますので、両方が持続可能な農業に向けて取組をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、大項目3へと進ませていただきます。鳥獣被害防止対策について、お伺いをいたします。

小項目①本市における農作物への被害状況をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 本市における被害状況でございますが、農作物の被害額は年々増加傾向にございましたが、農業者自らによる電気柵等での自己防衛のほか、鳥獣被害対策自治体や地域捕獲団体の活動により、市で把握している被害額は、平成29年度の4,013万6,000円をピークに、令和4年度は1,047万6,000円となっており、把握はできていない潜在的な被害というのもあるとはございますが、トータルの被害額としては減少傾向にございます。

しかし、近年では鳥獣の生息エリアが拡大しており、今まで被害のなかった地域や住宅地付近での被害が報告されるようになっております。最も多いイノシシ被害のほか、近年ではハクビシンなどの中型獣による被害の報告も増えてきているような状況でございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） どうもありがとうございました。農作の被害金額のほうは落ち着いているということで、自分自身の畑のほうの周りとかでも、やはり何かあったときにすぐ電柵をかけるとかというのが市民の皆様がとても認識されているなというのが、スマートに物事を進めるという形が取れているのが、こちらのほうの数字にも出てきているのかなと思っております。

また、被害を及ぼしている主な鳥獣といたしましてハクビシンのほうが最近多くなっているとおっしゃってございましたが、イノシシのほうが多いのではなく、ハクビシンのほうが最近が増えてきている傾向にあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） イノシシについても被害、先ほど申しましたが、被害の場所が変わってきているということで、相変わらずイノシシの被害はある程度はあると把握しております。

それに加えて、なり物ですね、トマトとかキュウリとかという部分で、ハクビシンの被害が最近は見受けられるようになってきたということでございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） どうもありがとうございます。

小項目①のほうでいろいろとお話はいただけましたが、小項目②で、改めてどのような

対策をしていらっしゃるでしょうか、市として。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） どのような対策をしておりますかという質問でございますが、市では農業者が自ら農地を守るため、農地への侵入を防ぐ防護柵や電気柵を設置するための費用を一部助成しております。

また、平成26年度には鳥獣被害対策実施隊を結成し被害防止活動を行っており、平成29年度からはさらに地域ごとに結成して捕獲活動を行う地域捕獲団体に対して、イノシシ用の箱わなの貸出しや活動費の支援を行っております。そのほか、イノシシなどを捕獲した際の処分費用や狩猟者を増やす取組として狩猟免許税の助成を行うなど、農業被害防止対策に努めているところでございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） どうもありがとうございます。

また近年、こちらの近隣におきましては、特定外来種のキョンが出没したということで伺っておりますが、狩猟期間のときにイノシシと同様に捕獲することは可能でしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 近年、市内ではございませんが、近隣市町村でキョンの生息が確認されたということは我々も把握しております。今後、キョンによる被害が出た場合には、イノシシほかの有害鳥獣と同様に捕獲というものを進めていかななくてはならないと思っております。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） すみません、確認なのですけれども、捕獲狩猟者はこちらキョンのほうが近隣で出ているとか、そういった認識も大丈夫ですね。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） お隣の市町村で、キョンに対しての捕獲許可等の事業が行われているということも認識しております。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） どうぞ引き続きよろしくお願いたします。気候の変動とかで、とてもいろいろ変わってくると思いますので、お願いたします。

続いて、小項目③捕獲狩猟者について、お伺いをさせていただきます。

市内に何名いらっしゃるのか、何団体いらっしゃるのかということをお伺いたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 捕獲を行う狩猟者についてでございますが、市の有害捕獲を行う者に対する笠間市有害鳥獣捕獲等許可事務実施要領に基づく有害鳥獣捕獲許可の件数は、令和5年8月現在で約70件、5年前と比較しましてもほぼ変わっていないような状況でございます。また、市で組織している有害鳥獣捕獲実施隊は現在24名で、結成当時から

ら25名前後の団員数で活動を行っております。そのほか、1団体5名以上で活動をしている地域捕獲団体の組織数は、5年前と比較いたしますと若干の増減がございますが横ばいであり、令和5年8月現在、39団体が有害鳥獣捕獲による農業被害の防止活動を行っております。有害鳥獣捕獲実施隊と合わせると、約200名ぐらいの方が市内で有害鳥獣の捕獲活動を行っているということになっております。

しかしながら、全国的に狩猟者の数が減少傾向でございまして、課題といたしましては高齢化が挙げられており、市でも課題の一つとなっておりますが、有害鳥獣捕獲実施隊のほうには30代、40代の隊員も入っていただけるようになってきましたので、今後そういう方を積極的に活動していただくことにより、有害鳥獣の被害を減少させていきたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ありがとうございます。30代、40代の方もいらっしゃるということでお伺いできたので、安心をしました。

では、この人数200名ということは、人数不足という認識ではないですかね、大丈夫ですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 地域捕獲団体のメンバーを入れると200名ということなので、人数約200名の方が活動しているというのは、他の市町村から比べるとかなり有効な有害鳥獣に対する活動を行っていると考えております。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） どうもありがとうございます。

では、小項目④今後の対策と課題について、お伺いをさせていただきます。

今後について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 鳥獣被害対策に関する今後の対策と課題でございますが、まず、課題においては、鳥獣の生息域の拡大や耕作放棄地の増加、鳥獣捕獲者の減少や高齢化などが考えられます。今後も既存の支援策を継続するとともに、効果的な電気柵の設置の仕方や正しい捕獲方法など、講習会の開催や鳥獣の生息域の拡大がないような環境づくりなど、国、県等と関係機関と連携しながら、農地への侵入防止対策の強化やICT技術の活用した捕獲活動の省力化や人材育成など農業被害に努めてまいります。

鳥獣被害自体は事業を大きくしたからすぐ効果が出るものではございませんので、今後も今の現状の対策を維持していくことが重要だというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） どうもありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願いたします。

農地の荒れ地のほうの増加で被害が増えると、そういったのも原因の一つにあるとは考えております。高齢化の原因もあるかと思いますが、これからも農業担い手の増加、農地管理、そして持続可能な農業の実現に向けて、今後ともよろしく願いいたします。

本日は、農政の取組の一部について一般質問をさせていただきました。以上で一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大関久義君） 1番長谷川愛子君の質問を終わります。

ここで15時5分まで休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後3時05分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、6番坂本奈央子君の発言を許可いたします。

坂本奈央子君。

〔6番 坂本奈央子君登壇〕

○6番（坂本奈央子君） 6番、かさま未来の坂本奈央子です。議長より許可をいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。質問は一問一答方式で伺います。大項目1、部活動指導員の活用について。

スポーツ庁は、2023年、令和5年度から2025年、令和7年度末までに、公立中学校等の休日の部活動から段階的に地域移行していくことを提言しています。昨年12月には2018年当初のガイドラインが全面的に改定され、この3年間で改革集中期間と位置づけていたものを、改革推進期間として3年間のうちに必ずしも移行しなければならないということではなく、地域の実情に応じて可能な限りの早期の実現を目指すとしています。

笠間市においては昨年からの県のモデル事業に指定されるなど、今年度も地域部活動推進事業として事業費858万6,000円を設定し、段階的な地域移行の取組を行っているところであります。取組を行っている中で、様々な課題も見えてきています。議会においても、市における休日の部活動地域移行について、これまで議論されており、私も今年度第1回定例会において質問をさせていただきましたが、今回はその取組において、とても重要な役割を担うであろうと想定される部活動指導員の活用について伺います。

小項目①部活動地域移行の取組の現状について、初めに、市での取組は現在どのような状況になっているか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 6番坂本議員の御質問にお答えをいたします。

現在の取組の状況でございますけれども、本年度、議員御承知のとおり、教育委員会内に部活動総括コーディネーターを配置しました。このコーディネーターを中心に、まず市内中学校の体育主任や校長の代表者、スポーツコミッションの職員などで組織する地域部

活動移行検討委員会を開催し、今後の方向性について協議する場を設けております。

また、モデル事業として実施している三つの部活動の成果や課題の把握、そして教職員や一般市民を対象にした説明会の実施、次年度以降の地域移行に向けたスポーツ少年団やスポーツ協会などの関係団体との協議を現在行っております。

以上です。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） ただいま御答弁の中にありました、部活動コーディネーターを配置するという事業は、今年度からの新規事業になると思うのですが、この部活動コーディネーターの活動内容はどのようなことか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君、自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

部活動コーディネーターの活動内容という御質問ですけれども、地域移行のマネジメントが主な役割であります。受皿となる団体と学校との連絡調整や周知、それから理解促進などが業務となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 現在進めているモデル事業の運営を主にやっただいているということで、マネジメントその受皿となる団体の連絡調整であるとかということなのですが、今、先ほどの御答弁の中に少しあったのですけれども、現在進めている部活動地域移行について、保護者等への説明会などは実施しているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

実際の保護者への説明ですけれども、モデル事業として行っている三つの部活動、一つは笠間中学校の女子バレーボール部、もう一つは友部中学校の相撲部、そして最後に岩間中学校剣道部については、本年度4月に保護者会を実施したところでございます。そのほかの保護者につきましては、現時点でまだ説明会を実施はしておりません。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今、移行をトライアルで行っている三つの部活動では実施したが、それ以外の学校の保護者に対しては実施されていないということで、これについては保護者の方々から、部活動の地域移行ということは聞かされていなくても、実際どうなっていくのかとか、どういうことなのか、詳しい情報がないので今後への不安感があるとか、説明が不十分ではないかとの声があります。また、土日のみ地域移行となるということについても、教える人が先生から外部の指導員に変わるだけなのかとか、活動場所もその学校以外のところになってしまうのかなど、疑問に思うところはたくさんあっても、どこに問合せをしていいのか分からないといったこともあるようです。

市に限らず、多くの自治体が抱える部活動の地域移行をめぐる混乱の構造は、部活動のステークホルダー、いわゆるその利害関係、関係する団体の不安とか懸案が混在していることにあると考えられまして、保護者や生徒、学校現場の教職員や指導者、競技団体、自治体それぞれが部活動の地域移行に関する不安や懸念を抱え、部活動の地域移行に関する論点や課題などもそれぞれ違うため、地域内の合意形成が進みにくいという構造があると思います。この合意形成を図るアプローチとしては、地域の実情を踏まえて、長期的な視点で捉える持続可能な部活動の在り方というものを、分かりやすく見える化するなどして共通認識を持つことが重要であると考えます。

そのためにも、今はまだ移行を検討している段階であって、市としての方向性を調査、検討しているということを明確にした上で、市では地域部活動移行検討委員会を設置して、そこでその中で今後の地域移行について議論をしているとのことですから、その検討委員会で出てきている現状の課題や、将来的にはこのような体制整備の可能性もありますよというところまで、ぜひとも少なくとも今の時点で議論されている内容については、保護者への情報共有ということで、ぜひ説明の機会を持っていただきたいと思いますが、この点についてお考えはいかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

議員おっしゃるとおり、説明する責任は本当に感じております。ただ前にもお話ししたとおり、これは戦後GHQが持ち込んできた部活動が中学校で行われるということだったことで、もう70年来のこの歴史を変えていくのは、大きなやはり流れというか、我々も体力が要ることで、子どもたちのニーズ、保護者のニーズをやはりこちらのほうで得ることは大変重要なことですので、その前に保護者会への説明等については十分検討していきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） そうですね。ぜひ、長らくそのような体制できたものを急に変わるというのは本当に大変な作業だと思うのですが、そのような説明の機会をぜひ持っていただきたいと思います。

この部活動の地域移行によって出てきた懸案事項の一つに、関東大会や全国大会など、参加費のほかに交通費や宿泊費が発生してくる場合があると思いますが、これは費用負担をどこがするのかということなのですけれども、今、現状として、上位の大会に参加する場合にはその費用はどこが負担することになっているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

関東大会、全国大会となると、交通費とそれから宿泊費という関係が出てくると思いますが、交通費はある程度、中体連のほうで面倒見てくれることになっていますが、人数が

限られていますので、その差額については市役所のほうで要綱に従って不足分を補填しているという状況です。宿泊につきましては、中体連の保証が全くございませんので、市役所のほうで補填をするという形を取っております。

以上です。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。

これは今は、教育長の御答弁は、多分学校名で出場する場合の制度についてのお話だと思うのですが、個人負担が発生することではなくて、中体連なり市なりが負担しているということなのだと思いますが、この令和5年度から学校以外の地域クラブから総体や新人戦に出場できるようになったことで、一つの学校から学校名で出場する生徒とクラブ名で出場する生徒が同じ大会に出場するというような事例が出てきているということで、この上位の大会に出場する際の交通費や宿泊費について、学校名で出場する場合は市が負担するけれども、クラブ名で出場する場合は個人負担ということになっているようなのですが、それで認識は合っているでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 現状はそうでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） ということは、ふだんの練習はクラブでしているけれども、遠征費が発生するようなその上位の大会の試合のときは、やはりその負担が、個人負担が発生してしまうので、学校名で出場するというようなこともルールとしては可能なわけですよ。

なので、そういうふうにして出ている実態もあるようでして、この負担金の所在についてはスポーツ庁によるそのガイドラインのものなのか、全国的にそういう体制なのか、あるいは市独自なのか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

はっきり分けて、学校の教育内の活動である部活動としての捉え方と学校教育外、いわゆる社会スポーツ、社会体育としての捉え方で区切っているのです、補助金の出し方はそういうこと出る、出ないがはっきりしています。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。

その理由もよく分かるのですけれども、そのすみ分けも分かるのですけれども、休日のみクラブ化の移行の流れなので、月曜日から金曜日までは学校で練習しているけれども、土日だけクラブに行って練習しているという生徒もいるわけですし、なぜこのような質問をしたかという、やはりどこで練習している、やはり市内の学校に通っている生徒が

一生懸命練習した結果、上位の大会に出場できるということになったのに、遠征費の費用負担面で差が出てしまうのかなと疑問に思ったので質問させていただいたのですが、どのチーム名で出てもそういった交通費、費用面については、市の予算で行うのが適当ではないのかなと。同じ市で同じ学校に通っていて、その努力の成果でいけるのにと、このような費用負担についても、もしかしたら検討委員会で議論に上がっているかもしれないのですが、このような課題もあるということで、ぜひ議論をしていただきたいと思います。

今年度から地域クラブも大会に参加できるようになったことで見えてきたこのような課題もあると思うのですが、やはりこういうことも保護者に対して、こういうケースもありますというのをお伝えしていただいて、運営側といいますか、一緒に運営していくことなのですけれども、そのステークホルダーと呼ばれる方たちと共通の認識が持っていくことが大事なことで、生徒や保護者、そして教員の意見を取り入れていく、聞くことも必要であります。教員や保護者へのアンケート等は実施されているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 前回の議会でも議員のほうから御提案がございましたけれども、アンケートは一度取ってしまうとなかなか次回取ることができなくて、項目立てで子どもたちにどんなニーズがあるのかという調査でいいのか、保護者はどういうニーズを持っているのかだけでいいのかという項目立て、たった一つの内容でアンケート取るというわけにもいかず、その項目を今後検討委員会の中で検討しながら、早めに保護者へのアンケート、生徒へのアンケート等はやっていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） そうですね。ぜひそのような機会、どのタイミングになるかということはあるのかもしれないのですけれども、他自治体等でやられているところもあって、やっているところは、これから進学するであろう5、6年生の児童に対しても、児童の保護者に対してもやっているところもあるようなので、長期的な視点に立つところでは、小学生の対象も含めたアンケートなども重要なのかなと思いますので、説明会と併せて、アンケートのほうもぜひ実施をお願いしたいと思います。

今の県のモデル事業となっている三つの部活動なのですけれども、県のモデル事業については昨年度からスタートしていると承知していますが、来年度以降も継続される見通しはあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

現在のところ、文部科学省から令和6年度の概算要求が出されまして、このお金のほうが計上されておりますので、継続をする予定でございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。そのトライアルとしてやってみたことの課題の

洗い出し、そしてその改革というんですかね、ということで、3年ぐらいはやっていただけるということで承知いたしました。

では、地域移行の取組の現状については以上とします。小項目①を終わります。

小項目②部活動指導員配置の状況について。

まず初めに、部活動指導員とはどのような活動する立場にあるものなのか、活動内容を伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。部活動指導員の役割、それについてお答えをしたいと思います。

部活動指導員というのは、顧問を兼務しまして、ふだんの実技の指導や大会への引率もできる部活動指導員という立場にあります。

以上です。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 顧問もすることができるということになっているということで、これは平成29年4月から部活動指導員の制度化が施行されたということで今、お話にあったように、部活動指導員となれば、顧問になったり、例えば試合等の引率も1人でできるようになったということなんですね。

では今、部活動指導員を採用していると思うのですが、部活動指導員の謝礼金はどのぐらいで、どこが負担しているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 謝礼金のことについてお答えをします。

報酬として、時給1,600円を支払っております。このほか、勤務校までの通勤距離に応じた通勤手当を、国、県、市でそれぞれ含めて、それぞれ3分の1の負担で支払っております。

以上です。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今は補助金の制度があるので、部活動指導員に対しては国、県、市の3分の1の負担で済んでいますが、これが全面的な部活動地域移行となった場合は、個人負担といいますか、受益者負担ということで保護者の負担になるというようなこともあり得るということですよ。

今のところはまだ分からないことだと思うのですが、そのようなことについても、保護者が個人負担をして部活動、スポーツ活動、文化活動をさせたいという意向が多くあるのか、それとも現状のまま、ぜひとも学校を運営主体とした部活動を存続してほしいという意向があるのかということも含めて、やはり移行となったときにどういう状況が発生しますよということが分からないと判断材料にもならないと思うので、そのあたりのとこ

ろもぜひアンケートの中に入れていただくなり、説明会のところで説明をしていただきたいと思うんですが、この部活動指導員とは別に、市では外部指導者という立場の方も配置している学校もあると思いますが、部活動指導員と外部指導者の違いはどのようなことか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

先ほど、部活動指導員は顧問も兼務して引率ができるということでお話をしましたが、もう一つ、外部指導者というのが笠間市内では24名の方にお世話になっていますが、この方々は完全ボランティアです。ただ、引率はできません。指導の助言はできますけれども引率はできないと、そういうことになっております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） なるほど、その指導員には謝礼金が発生するが、外部指導者の方には完全にボランティアでお手伝いをいただいているということで24名もいらっしゃるということなんですね。このあたりも、保護者の間でよく理解が進んでいないというふうに声が上がってしまっていて、部活動指導員になると謝礼が発生するのかどうか分からないし、いきなりクラブ化してクラブチームを任されるような立場になってしまうのではないかと、外部指導者と言われる方もいるけれども、その人がどういう立ち位置なのかというのもあまり分かってないようなので、もしかして、その保護者の中にもぜひとも指導員として協力をしたいという方がいるかもしれないので、やはりその辺も分かりやすく職務内容について説明をお願いしたいと思います。

では今、外部指導者については24名というお話があったのですが、現在、部活動指導員は何名配置していて、どの学校にどの程度の頻度で指導をしていただいているか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 部活動指導員の配置状況についてお答えをしたいと思います。

現在、五つの学校に延べ7人の指導者を配置しております。種目としては、野球2名、バスケットボール1名、陸上競技1名、柔道2名、弓道1名の5種目となっております。

それぞれの活動日数なのですが、8月31日現在なのですが、笠間中学校野球部は21日、笠間中学校柔道部が5日、みなみ学園バスケットボールが46日、稲田中学校弓道部が13日、友部中学校野球部が25日、陸上部が77日、柔道部が35日、友部中学校柔道部が13日、岩間中学校柔道部が24日となっております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 現在7名の方が五つの学校に配置されて、それで活動日数にも大分開きがあるなということが分かったのですけれども、これは複数校を訪問されている先生がいるとか、あとは何でしょう、1校にずっと張りついて、ほかのところに行かなく

て、平日も出ていただいているというような状況があるということによろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、複数校、特に柔道なんか複数校で活動していますので、そういう流れがあります。

以上です。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） では、配置されている学校の生徒とか教員の皆さんの部活動指導員を受け入れるというか、お願いしていることの感想というのですかね、受け入れている、どういう感じで感想をお持ちになっているか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

前の議会でもお話ししましたがけれども、現在の中学校の部活の指導者の経験者は約2割とされています。競技経験者が2割ということです。ですから、先ほど説明申し上げました、特に武道については経験者が少ないものですから、専門的ないわゆる指導が受けられる、自分が上手になったことがよく分かると、そういうふうなことで、子どもたちには本物の下で指導をしてもらえたという喜びが表れているようです。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） そうですね、やはりその種目に精通している指導者から直接指導が受けられるということは生徒にとってプラスになりますし、また、担当されている先生も学校にはいらっしやると思うのですけれども、指導員の方がいれば責任を持って1人で指導をしていただくこともできますので、例えば、急な生徒指導が入った場合も部活動を休みにするような必要がなくて済むといったプラスの面が想定できると思います。

では今、7名の方が登録して実態として活動されているということなのですが、この人数としては、市としては十分な人数なのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

令和7年度までの完全移行を目指している本市としましては、十分ではないと認識をしております。ですから、外部指導者として登録をいただいている24名に働きかけをして、この方々が部活動指導員に転換できるような形での今、交渉という形で、交渉は進めております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） そうですね。できるだけ多いほうがいいというのが現状だと思うのですが、スポーツ庁のガイドラインでは、まずは土日、休日のみ地域クラブへ移行しましょうと、月曜日から金曜日までは学校で学校の先生が顧問として教えて、休日のみ

先生以外の指導者から、基本はそういうことですよ、スポーツ庁がしようとしているのは。先生以外の指導者から土日は教えてもらおうという体制を整えたいというのが、スポーツ庁の示す方向性ということなのですが、この動きになった下には、教員の長時間の労働問題や、先ほどお話にありました競技経験がないのに指導することによる業務負担を減らすという働き方改革の意味合いがあったということがあると思います。

笠間市ではそれこそ早い時期から、地域移行云々の話が出てくる以前に、競技経験がない先生に対して支援をしていくということで、今お話も出ています外部指導者や部活動指導員という制度を導入してきたという経緯があると思うので、やはりその笠間市の実情に合ったところであれば、部活動指導員を増やしてその活動を広げていくということが、今後の長期的な部活動の運営には合っているのかなということで、次の項目で、部活動指導員の活用についてお話をさせていただきたいと思います。小項目②を終わります。

小項目③今後の部活動指導員の活用について。

まず最初に、部活動指導員は顧問にもなれるし、単体で指導できますというお話だったのですけれども、部活動指導員の所属は教育委員会になるのか、学校になるのか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 部活動指導員というのは、学校長の推薦を受けて、教育委員会のほうで発令をしているのが現状です。

ですから、所属は学務課という形になります。勤務先が各学校という形になります。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。

では、もう一つ確認なのですが、先ほど確認いただいたのですけれども、部活動指導員の方が複数校を訪問して指導するということが可能ということなんですよ。分かりました。

部活動指導員を配置する際に、一つの部活動に対して1名の指導員というような配置が理想的なんだと思うのですけれども、やはりその指導員の不足ということが前々から課題だということが挙げられているので、不足しているのであれば、やはり柔道でももうされているということなのですが、複数校をできるだけ可能であれば訪問していただいて指導に当たっていただければ、指導員の不足ということの少しでも解消になるのではないかなと思います。また、教育委員会としてそういう人材を多く持っているということであれば、専門的なアドバイスがほしいと思う生徒たちや、競技経験がなくて指導力の向上をしたいと思う教員の要望があれば、指導員をスポット的というのですかね、継続的にでなくても、試合前なのでぜひちょっとこのところを見てもらいたいとか、そういうところのアドバイスとして指導員を派遣してもらおうというようなこともできることになると思います。

複数校の訪問については、教育長も前向きなお考えであると受け止めたのですけれども、

それでは、現状部活動を指導している教員の先生方が兼職兼業ということで、部活動指導員となるようなことは可能でしょうか。

○議長（大関久義君） 小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

現在の規定では、教員は兼職兼業でその部活動を指導することができない状況になっています。ただ、この教員が地域のクラブ活動にいわゆる入っている、例えばサッカーだったら、サッカーの少年団の指導者であれば、そこから学校に派遣という形が取れますので、現状のまま今教員がそのまま何の部活動、地域に受皿がないままで指導するというのは、これは規則の中では駄目だとされています。ただ、非常勤講師は兼職兼業はできます。

以上です。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） なぜ、私が今この兼職兼業を聞いたかということ、今、無償で部活動を指導している先生方が、部活動指導員になれば解決するわけではないですけども、学校を運営主体とした部活動の運営が継続的に可能ではないかなと思ったので、何でしょう、新しい指導員を探すというよりは、やはり学校で今指導している先生方にちゃんとペイされる体制を整えたほうがいいのではないかなという、これ一つのアイデアなのですけども。

今、教育長のお話ですと、学校で運営されている部活動については、部活動指導員となって指導することはできないということなので、例えば今、地域クラブの受皿となるところもないという課題があるわけなので、例えば地域団体のような団体に、例えば市にはスポーツコミッションというようなスポーツでまちづくりを推進していく団体がありますが、そことの連携という形を取って、先生たちの部活動兼職兼業の推進を進めていくようなことは、検討はできるでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

議員からとてもいい提案をいただいたのですが、実は茨城県内44市町村の中で、1市町村だけ自治体でつくったいわゆるスポーツ組織が、教員を登録して、そこから学校に派遣するシステムを今つくろうとしています。ですから、うちのほうとしてもスポーツコミッションと連携を取りながら、例えばスポーツコミッションの中に人材バンクをつくっておいて、兼職兼業したい教員がリーダーバンクに登録をして、そこから学校に派遣というシステムができれば、これはうまくいくのではないかなということで今、教育委員会内で調査を進めているところです。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。ぜひ、そのようなことが可能であるならば、そういう方向性も検討の一つとして考えられるのではないかなと思います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 今、答弁申し上げたことはある一定の仮定なのですけれども、ここにはまた縛りがありまして、教員は働き方改革のために、部活動を今、地域移行されています。そうすると、ここに80時間という、いわゆる縛りがあるんですね。ですから、月曜日から金曜日までの間で残業が超えている先生に、兼職兼業を出すことはできません。というのは、土曜日曜の部活動の指導時間も含めて1か月80時間超えている教員に対して、兼職兼業は発令できないということになりますので、全ての教員がリーダーバンクに登録をして派遣されるということはきっと不可能でありますので、今、笠間中学校が働き方改革として部活動終了完全5時半を目指してやっています。となると、超勤が今1時間ということになります。週5時間の超勤なので、こういう場合にはうまく、恐らく兼職兼業が我々のほうで発令できるのではないかと、そのように考えています。

以上です。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 教員の先生方の兼職兼業ということの可能性を、ぜひ今後、検証していただきたいと思います。というのは、現状、そしてこれまでも部活動については、学習指導要領において教育課程外の活動であって、必ずしも教員が担う必要のない業務であるとしながら、教員が無償で指導しているということの見直しこそが働き方改革には必要であると私は考えておりまして、かつその現状の部活動は各学校を運営主体として行っているわけなので、やはり笠間市として実情に合った地域移行ということであれば、学校を運営主体としたまま、きちんと指導者に対してペイがされるという体制を取っていくというのが最適なのではないかと考えるわけです。

とするならば、今、指導している先生方が指導員となれば、先生方にもきちんとペイされますし、地域移行となっても運営主体は学校の活動のままなので、受皿となる団体が無い部活動があっても活動できなくなってしまうこともありませんし、経済格差によって子どもたちの運動や文化活動の機会が失われることもなく、学校での活動が継続できるという懸案の課題が解消できるのではないかと考えます。

また、中学校の先生だけではなくて、小学校の先生とか、高校の先生とか、元先生のような経験者の方々に、市内で指導のお手伝いをしたいという先生にも指導員になっていただける可能性があるということも想定できると思います。

現状、休日の部活動の指導をすると先生方は多少なりとも手当が出ているということで、これが土日の活動は地域クラブへ移行してしまうとなると、先生方は指導しなくなるので手当はなくなってしまっていて、減給ということになってしまうということになるので、それをよしとする先生ばかりではないのではないのかなと疑問に思うところですし、中には熱心に指導をしたいという先生もいると思うので、指導員になれるという可能性を、選択肢をあるということはよいことだと思うので、ぜひ考えていただきたいと思います。

さらには、少子化によって部員数の減少ということがある中で、既に現状複数の学校が合同チームで試合に出場しているということなので、地域のクラブ活動をカットしなくても、子どもたちが運営主体を学校にしたままでも大会等に出場できるので、これも問題はないのではないかと思います。ぜひ、このような方向性についても検討委員会で議題に上げていただいて、議論していただきたいと思います。

これまでも、市では指導員の配置をしてからその人数を増やしてきているわけなのですが、今後も部活動指導員を増員していくことは検討しているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

先ほど御答弁申し上げましたけれども、現在24名の外部指導者の方々へ指導員として今後、協力していただきたいというお話を進めている、それからスポーツ少年団、それからスポーツ協会等への投げかけ等を進めておりますので、学校の関係者だけではなくて、笠間市内、社会全体で子どもたちを守る仕組みというものをぜひ市民の方々には考えていただいて、部活動を応援していただければと思っています。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） そうですね、地域全体で子どもを育てていきたいと思いますという考えの下に運営されていけるのが一番いいかなと思うのですが、部活動指導員については、お話にもありました国、県、市で3分の1ずつその費用を負担する形で、国としてもこれを増員する方向で予算立てをしているようですが、市としても、私はぜひ増員していくことを進めていただきたいと思います。指導力に不安を持つ教員の負担を軽減するために、指導員の支援があることは重要であるし、学校ごとではなく、市全体として指導力の底上げを図っていくというようなことの効果も期待できると思うからです。

市内の生徒の運動文化部含めた部活動加入率は、令和4年度の数字では市全体で92.9%と、9割の子どもたちが活動しているということですから、子どもたちの活動する機会が失われることがないよう部活動の持続可能な運営体制の整備へ向けて、冒頭にも申しましたが、共通認識を持っていただいて、地域内の合意形成が図れるよう議論を深めていっていただきたいと思います。以上で大項目1を終わります。

大項目2、自転車用ヘルメット購入補助制度の導入について。

今年4月から道路交通法の改正により、自転車に乗る際には自転車に乗る全ての人を対象に、ヘルメットを着用することが努力義務となりました。ヘルメットの着用の有無によって自転車事故での致死率に大きな差が出ているということで、ヘルメットを装着することで致死率を約4分の1に抑えられるというデータもあるということです。

そこで、市において自転車利用者のヘルメット着用促進を図るために、自転車用ヘルメット購入に対して助成していく補助制度の導入について提案させていただきたいと思います。

小項目①自転車事故発生の状況について。

初めに、笠間市の状況についてということで、市内における自転車事故発生の状況はどのようなになっているか、伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 6番坂本議員の御質問にお答えいたします。

自転車事故発生の状況についてでございますが、市内、笠間警察署によりますと、市内の発生状況は、令和2年度が21件、死者数1人、令和3年は21件、死者数ゼロ、令和4年度は15件、死者数ゼロ、令和5年度8月末現在でございますが、件数で6件、死者数はゼロであります。また、令和5年度全て、自動車との事故となっております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 自動車との事故が多いということなのですが、茨城県警のホームページの交通事故のデータによりますと、平成30年から令和4年で県内で発生した自転車の関係する交通事故で亡くなった方のうち、61%の方が頭部の負傷により亡くなったとありまして、自転車に乗る際には頭部を保護することが重要であるということが分かるデータとなっております。

また、中高生が関係した死傷者の状態別のデータで、昨年度でいうと、中学生・高校生ともに自転車乗用中の交通事故が最も多くて、中学生では約68%、高校生では約62%を占めているということなんですね。自転車を利用する機会が多い世代のヘルメット着用ということも推進していかなければならないと考えられます。

市内の自転車事故状況については分かりました。小項目①を終わります。

小項目②自転車利用者のヘルメット着用推進の取組状況について、今年4月から法改正によってヘルメット着用が努力義務となったわけですが、改正前の状況の参考として、2020年に自転車活用推進研究会というところが実施した調査結果では、平均のヘルメットの着用率は11.2%であったということで、多くの国民が自転車でヘルメットを着用していない状況であるということが分かります。

ですから、この法律が変わりましたよということを周知していくことが必要になりますが、道路交通法が改正になってから、市としてはどのような推進周知活動を行っているか、伺います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） ヘルメット着用推進の取組状況でございますが、まず、今回の改正の前に、令和元年10月に笠間市では笠間市自転車安全利用に関する条例におきまして、幼児用乗車装置に幼児を乗せるときにはヘルメットを着用させなければいけないこと、また、未成年者や高齢者の保護者や家族がヘルメットの着用指導助言に努めるものとまず定めておりました。今回の法改正に合わせて、自転車利用者全てに対しまして、乗車用のヘルメットを着用するように努めなければならぬと改正をしております。

これを受けまして、推進活動といたしましては、3月20日に笠間警察署と協力いたしまして、友部駅、笠間駅、岩間駅の3か所、また、春夏の交通安全運動期間中において、ヘルメット着用推進の街頭キャンペーンを実施しております。さらに、笠間市のSNSや広報紙による周知、交通安全協会及び交通安全母の会、笠間警察署と共同して実施しております児童生徒の交通安全教室、こちら令和4年度が37回で4,000人ぐらい、令和5年度が9月8日現在で32回で3,500人の参加人数を得て実施しております。また、高齢者においては出前講座、こちらは、令和4年度で7回で132名、令和5年で9月8日現在で3回で72名の参加者を得まして、ヘルメット着用の推進をしております。また、市内高等学校を笠間警察署が訪問するなど、ヘルメットの着用努力義務化の推進に努めているところでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 改正前からヘルメットの重要性をうたって、さらに改正後も多くの人に周知活動をしていただいているということで、SNSを見る機会が多い若者にも届くようにSNSでも発信していただいているということなのではございますけれども、この自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたということはニュースなどでも取り上げられましたので、聞いたことがあるということは多いように見受けられるのではございます。

ちょっと余談なのですが、国では今回の法改正のほかにも、自転車ナビマークやナビラインと呼ばれる、最近市内でも見かけるようになったこの青い矢印のようなものを、設置を、これを推進しているということなんです。この自転車ナビラインは、自転車が通行すべき部分及び進行すべき方向を明示するものとのことで、新たな交通方法や罰則を定めた道路標示ではないけれども、自転車運転者や自動車のドライバーに対して分かりやすく周知しているものと警視庁のホームページにあったのですが、私も急に青いラインが出てきて何かなと思いましたし、これについて、あまりやはり理解をされている市民の方もいないように感じていまして、何なのかなという疑問に感じておられる方がいるかもしれないので、ぜひこちらも市のチラシ等にはそのこともメンションされているようなのですが、ぜひヘルメット装着とともに、ナビラインについてもこういう理由で設置していますというところを付け加えて、併せて周知をお願いしたいと思います。

では、今後も継続してこのヘルメット着用の推進活動は行っていく必要があるとは思いますが、定期的にやっていく予定はあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 先ほど申し上げましたキャンペーンでありますとか、交通安全教室、また出前講座などを通じまして、周知のほうは引き続き続けてまいりたいと思います。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） そのように推進を進めていただきたいと思います。小項

目②を終わります。

小項目③自転車用ヘルメット購入補助制度の導入について。

自転車に乗る際にヘルメットを着用することを推進していくための取組の一つとして、自転車用ヘルメット購入補助制度の導入について検討していただけないでしょうかという提案なのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 自転車用ヘルメット購入補助制度の導入についてということですが、市では通学時の安全確保の観点から、現在、小中学校の自転車通学を許可された保護者に対しまして乗車用ヘルメット購入の補助を行っておりまして、さらに内容を充実させていくよう考えております。

法改正時点では、乗車用のヘルメットが入手困難な状況が続きましたが、現在おおむね1,000円から1万円程度で、平均3,000円ぐらいで安全規格品が購入できるようになったこととすとか、ヘルメットの着用は自転車利用者が事故に遭った際の被害の軽減を図るものということで、ヘルメットの購入は自転車の利用者に負担をしていただくべきものということも考えてございます。

これらの理由によりまして、現時点で補助制度を導入する予定はございません。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今、現段階で児童生徒に対して、一定の補助はされているということなので、これを全市民に対してということになるとちょっと検討のことがあるという御答弁だと思うのですけれども、やはり若い世代に着用をしていただくということが大事になってくるのかなと思ひまして、ヘルメットの着用状況を調査した県警の報告では、全体のヘルメットの着用率というものは20%であったそうでもありますけれども、個別で見ますと、最も着用率が高かったのが中学生の89%、次いで小学生以下の73%とありました。ただ、高校生になると8%というような一気に下がる傾向があるということなんですね。

中学校は規則でヘルメットをちゃんと着用して登下校している様子が見えますが、高校生になるとやはりその通学時に着用している生徒が見受けられないという、かぶっていない生徒が多いように見受けられまして、自転車にやはり乗る機会が多い中高生が着用できるような支援ができないのかなと、継続してかぶってもらふ提案ができないかということで、これ一つ御提案をしたいのですけれども、今、中学入学時に購入する自転車用ヘルメットを補助している、助成しているとお話だったのですけれども、中学校のヘルメットがその規定が決まっていて、なかなか中学卒業後もかぶりにくいといひますか、デイリーに使える継続して使ってもらえるようなスタイルではないので、できればもっと高校生になっても使えるような形のものに変えるというような対応でできないのかなという、これ学務課の所管になってしまうのかもしれないのですけれども、そのような検討はいかがでしょうかということ。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 教育委員会管轄なので、私のほうで答えさせていただきます。

今、小中学生に補助をしているのですけれども、議員おっしゃるとおり、スポーティーなタイプのものとか、それから高校生までかぶれるということは、ちょっと今、品質の問題で3年という縛りがあるのですけれども、それについて検討を進めながら、拡充という方向で進めていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） そうですね、今お話にもありましたように、今、ヘルメットの形もいろいろあって、安全性も確保しながら、軽量であったり、スタイルもいろいろあったりするようですので、ぜひ検討していただければと思います。

全ての市民を対象とする自転車用ヘルメット購入補助制度導入については、県や他自治体の動向も注視していただいて、調査検討をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 6番坂本奈央子君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日12日午前10時に開会いたします。時間厳守の上、御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時56分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 林 田 美 代 子

署 名 議 員 田 村 泰 之